もっと知りたい！ＪＡ蒲郡市

令和７年度ディスクロージャー誌

ＪＡ蒲郡市の現状 2026



JA蒲郡市

CONTENTS 目次

● ごあいさつ
ＪＡ蒲郡市の概要 01

● ＪＡの組織とＪＡ蒲郡市の基本理念
ＪＡの組織 02
ＪＡ蒲郡市の基本理念 03

● 各事業の紹介と活動内容
自己改革工程表 04
農業に関連した取り組み 06
地域の活動との繋がり 07
信用事業・共済事業 08
販売事業・指導事業 09
購買事業 10
葬祭事業 11
資産管理事業・介護事業 12
広報活動 13
「キラメキポイント制度」について 14

● ＪＡバンクとＪＡ共済
ＪＡバンクとは 16
ＪＡバンク〈各種サービス〉 17
ＪＡバンク・セーフティネットの仕組み 18
破綻未然防止システムの特徴 19
ＪＡ共済について 20

● ＪＡの安全性・健全性
ＪＡ蒲郡市の健全性 22
ＪＡ蒲郡市の業績 24

● 管理体制
経営管理の体制 25
リスク管理の体制等 25
法令遵守（コンプライアンス）の体制 26
金融ＡＤＲ（裁判外紛争解決）制度への対応 27
内部監査の体制 29
金融商品の勧誘方針 29

● 信用事業のご案内
信用事業のご案内 30
主な取扱商品・サービス 31

● 資料編
業績 36
組織 81
沿革 85



ディスクロージャーとは

事業内容や経営内容を公開することです。ＪＡでは、農協法に基づき、定められた項目（特に信用事業）を記載したディスクロージャー誌を発行し、本部、支店に備え置くとともに、みなさまが自由に閲覧できるようにしています。



代表理事組合長
鈴　木　茂　正

ごあいさつ

組合員ならびに地域の皆様には、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

また平素は、ＪＡ蒲郡市の事業全般にわたり格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、令和7年度の事業実績や活動内容などをまとめた「令和７年度ディスクロージャー誌　ＪＡ蒲郡市の現状2026」を作成いたしましたので、ご一読いただければ幸いに存じます。

令和７年度における我が国の経済情勢は、物価高への対応と景気の先行きに、社会全体が激しく揺れ動いた１年でした。長引く円安や原材料費の高騰によって物価が上昇し、家計が圧迫されてきた一方で、株価は世界的な経済の動きを反映し、不安定な動きを見せたものの全体としては上昇し続け史上最高値を更新しました。

農業情勢については、不安定な国際情勢による農業資材の価格高騰や供給不安、加えて年々過酷さを増していく夏場の高温による生育不良など、営農活動において厳しい状況が続いています。また、担い手不足が年々加速しており、持続可能な地域農業へ向けた対策も喫緊の課題となっています。

金融情勢については、金融緩和政策の解除以降、日銀は政策金利を段階的に引き上げ、30年ぶりの高水準となっていますが、物価高騰も続いているため、引き続き金利動向を注視していかなければならない状況が続いています。また、金融犯罪の手口の巧妙化・多様化により、高額な被害額を耳にすることも少なくありません。皆様の大切な金融資産を守っていくために、より一層の対策強化が求められています。

このような情勢の中で、ＪＡ蒲郡市は、ウェルビーイングの考え方を柱に、基本目標の実現に向けて、地域農業の生産基盤の維持や組合員・利用者の困りごとに向き合ったくらしの支援をすすめていきます。一人一人に寄り添ったサービスの提供に取り組むとともに、人材戦略の実践やデジタル接点の強化など、創造性の高い事業展開によって、組織・事業基盤を維持しながら安定した経営を行っていきます。

ＪＡを取り巻く環境は変化していますが、地域に根ざした協同組合としての総合性の発揮と、農業者所得向上に向けた支援ならびに総合的な金融サービスの提供に取り組むことで、組合員の皆様とともに「ウェルビーイング」なくらしの支援により「組合員に必要とされるＪＡ」、「地域になくてはならないＪＡ」をめざしてまいります。

今後とも、より一層のご支援ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和８年７月

◉ＪＡ蒲郡市の概要

（令和８年３月31日現在）

名称	蒲郡市農業協同組合
本店所在地	〒443-0041　愛知県蒲郡市宮成町２番１号
設立	昭和47年３月31日
組合員数	26,717人（正組合員：1,946人　准組合員：24,771人）
出資金	277百万円
貯金	2,395億円
貸出金	322億円
共済保有高	3,870億円
農産物販売品販売取扱高	41億円
購買品供給取扱高	41億円
金融店舗数	７店舗
購買店舗数	９店舗
職員数	380人（常勤嘱託含む）

ＪＡの組織

「農協」とは「農業協同組合」の略で、農業に取り組んでいる人たちと地域の人々が「組合員」となって作った組織です。また「ＪＡ」は「農協」の愛称で、人々が連帯し、助け合う協同組織を意味します。

◉農協とは?

農協（農業協同組合）は、地域の農業者が互いに協同し、生産と生活を守り向上をめざす農民と地域の住民のための組織で、昭和22年に制定された農業協同組合法に基づいています。この法律は、農民の協同組織の発達により、農業生産力の増進と、社会的にも経済的にも農民の地位を向上させ、さらに地域住民の生活に寄与し、国民経済の発展を願うことが目的となっています。つまり、農協の組織運動としての役割は、社会全体の発展に重要な働きをもつものとして期待されています。

またＪＡとは、Japan Agricultural Co-operatives（日本の農業協同組合）の略で、新しい農業協同組合（農協）のイメージを象徴する愛称として、平成４年４月から使用しています。

JAロゴマーク

◉協同とは?

農業協同組合の「協同」とは、力を合わせ、目的に向かって仕事をするという意味です。組合員が、お互いに協力し心を合わせることが、協同組合活動の前提になります。こうした「相互扶助」は世界中の協同組合に共通する精神です。これを表す標語として「一人は万人のために 万人は一人のために」が広く使われています。

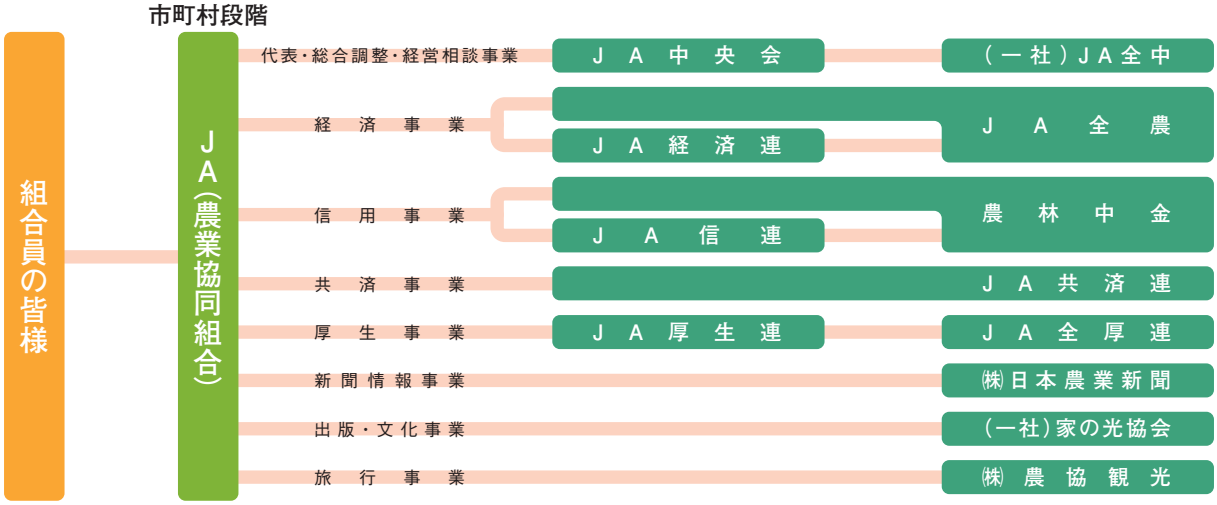
◉ＪＡの組合員とは?

ＪＡは組合員が構成し、共同の目的のために活動する組織で、正組合員と准組合員とに分けられます。

正組合員は農業を営んでいる事などが必要で、組合員資格として、農業従事日数などＪＡごとに基準を定めています。

准組合員は農業を営んでいなくても、ＪＡの事業を継続的に利用することを目的に、ＪＡが定めた一定の金額を出資すれば、組合員として加入することができます。准組合員は、ＪＡの事業を正組合員と同じように利用できますが、正組合員と違い、総代会での議決権や役員の選挙権などＪＡの運営に関与できません。これは、ＪＡが非農業的利害によって支配されないようにしているためです。准組合員制度は生活協同組合にはなく、ＪＡ独自のものです。

◉主な系統（ＪＡグループ）の仕組み



ＪＡ蒲郡市の基本理念

JA蒲郡市は、安心とうるおいのある生活を創造します

安心とうるおいのある生活とは、健康で、心豊かで、あたたかみのある生活を意味します。JA蒲郡市は、組合員に様々な事業機能を提供することで、ウェルビーイングな生活（幸せなくらし）をしていただきたいと考えております。

長期基本目標

農業振興	くらし	健全経営
農業者所得の向上と地域農業の持続的発展に貢献します 地域営農ビジョンの実現に向け、農業者の健康と環境や社会に配慮した持続可能な農業経営ができるよう、担い手組合員とともに取り組みます。	組合員に寄り添い健康で安心なくらしを支援します 組合員・地域の困りごとに向き合い、総合事業を通じて質の高いサービスを提供することで、組合員や地域の皆様のウェルビーイングなくらしを支援します。	信頼され地域に必要とされるＪＡとして健全経営に取り組みます ウェルビーイングな組織運営を実践することで、創造性の高い事業展開や経営管理を行い、持続可能な経営・組織基盤の強化をはかり健全経営を実践します。

ＪＡ蒲郡市の第１３次三ヵ年計画［中期計画］
令和７年度～令和９年度

第13次三ヵ年計画基本方針

基本方針〈農業〉	基本方針〈くらし〉	基本方針〈経営〉
持続可能な地域農業の支援	組合員の「困りごと」に向き合う事業運営	健全経営に向けたウェルビーイング経営の実践
農業者所得の向上	組合員とのつながり強化	持続可能なＪＡ経営基盤の確立・強化
労働力確保	組合員に寄り添い、信頼と安心に応える事業運営	人的資本経営の実践（人材価値を最大限引き出す）
気候変動及び環境配慮への対応		
多様な担い手の活力ある生産活動		

ウェルビーイング（Well-Being）とは

Well（よい）とBeing（状態）を意味し、一般的には身体的・精神的・社会的に「良好な状態・満たされた状態」を言い、広い意味での「健康」＝「幸せ」と解されています。

健康＝幸せ

ＪＡ蒲郡市は、ウェルビーイングの考え方を取り入れたマネジメントを行うことで、組合員、事業利用者、役職員、その他ＪＡに関係するすべての人たちが、ウェルビーイングとなれる事業展開をめざしていきます。

自己改革工程表

ＪＡ蒲郡市は、地域になくてはならないＪＡであり続けるため、自己改革の実践を支える持続可能な経営基盤の確立・強化とともに、組合員との徹底した話し合いを通じ、総合事業を基本として「不断の自己改革」に取り組んでまいります。

◉自己改革の取り組み

自己改革の取り組み

自己改革実践の基本的考え方　【下線項目はKPI設定】

令和７年度は、組合員との対話に基づく自己改革実践サイクルの取り組みとして、農業者の所得向上を目指し、「反収量の増加」「売上の増加」「コスト低減」等に取り組み、右記のとおり実績を挙げました。令和８年度は以下の内容に取り組みます。

1. 訪問活動や意見交換会を通じた「担い手との対話」を原点にニーズを的確に把握します。
2. 農業者の売上増加・コスト低減につながる担い手目線の必要な取り組みについて、目標及び実践具体策の策定等とあわせて実践し、改革の目的である「農業者所得向上」を実現するほか「地域の活性化」にも取り組みます。
 - 中心となる担い手を対象として、次のことに取り組みます。
 - ア．ＩＣＴを活用した反収量の増加
 - イ．ハウスみかんの品質向上
 - ウ．露地みかん優良園地の普及拡大
 - エ．柑橘・苺・野菜の直接販売
 - オ．予約購買の拡大
 - 多様な担い手を対象として、次のことに取り組みます。
 - ア．産直品販売高の増加

 また、これらの取り組みにあたり必要な農業資金の提案にも取り組みます。
3. 改革の取り組みと成果について対話等を通じて評価を把握し、次の改革につなげることでＰＤＣＡサイクルを回し、自己改革を着実に実践します。

経営基盤の確立・強化

自己改革を支える経営基盤の確立・強化の取り組みについて

令和７年度は、経営基盤の確立・強化のため、東部ブロック体制の準備をすすめるとともに、組合員へ寄り添った相続対応支援として遺言信託代理店業務の取り扱いを開始しました。

しかしながら、ＪＡを取り巻く環境は依然として厳しく、損益改善をすすめなかった場合の損益試算では事業利益は減少する見込みとなっています。従いまして、部門別採算性の向上と事業ごとの課題の解消に取り組み、経営基盤の確立・強化に向け、内部統制の高度化をすすめるとともに、総合事業の効率的な運営により健全で持続性のある経営を確保して事業計画達成に取り組みます。

准組合員の意思反映及び事業利用

自己改革の実践に向けた組合員の意思反映

令和７年度は、准組合員の意思反映に向けて、正組合員との対話や准組合員アンケートの実施等に取り組みました。

令和８年度におきましても自己改革の実践にあたっては、引き続き「地域農業のパートナー」である准組合員の声も聴くことで、正組合員と准組合員が一体となったＪＡ運営を実現します。

また、組合員の評価を踏まえながら必要な見直しを行います。

准組合員の事業利用にあたっては、正・准組合員の利用状況を把握したうえで、改革の目的である「農業者所得向上」につながるよう取り組みます。

取組事項			令和７年度実績	令和８年度計画
1 自己改革の取り組み	ＩＣＴを活用した反収量の増加	売上増加効果（参考値） ハウスみかん 400千円／10ａ	5.1ｔ／10ａ	5.5ｔ／10ａ
		売上増加効果（参考値） 苺 260千円／10ａ	4.9ｔ／10ａ	5.4ｔ／10ａ
	露地みかん優良園地の普及拡大	売上増加効果（参考値） 450千円／10ａ	根域制限、Sマルチの導入面積 30ａ	根域制限、Sマルチの導入面積 50ａ
	柑橘・苺・野菜の直接販売	売上増加効果（参考値） 市場単価＋５％	柑橘 544百万円 苺・野菜 43百万円	柑橘 480百万円 苺・野菜 38百万円
	予約購買の拡大	コスト低減効果（参考値） 当用価格×90％	予約供給金額 343百万円	予約供給金額 350百万円
2 経営基盤の確立・強化	組合員・利用者の利便性を考慮した金融店舗再編		東部ブロック体制の準備	東部ブロック体制の運営
	組合員へ寄り添った相続対応支援		遺言信託の取扱開始	相続事前・事後相談の充実

3 准組合員の意思反映及び事業利用	項 目	令和７年度実績	令和８年度計画
	正組合員意見交換会（出席率）	出席率16％	出席率16％
	運営協議会（回数、委員数）	２回、71人	２回、71人
	利用者懇談会（合計回数、合計メンバー数） （店舗・グリーンセンター・ＳＳ）	10回、34人	10回、30人
	准組合員との意見交換 （アンケート回答人数）	106人	100人



農業に関連した取り組み

ＪＡにとって蒲郡の農業は一番大切なものです。
蒲郡の農業がもっと良くなるように、色々な取り組みをしています。

安全・安心な農産物の取り組み

当ＪＡでは安全・安心対策本部を設置し、安全・安心な農産物づくりに取り組んでいます。

❶農薬の適正な使用について指導を行っています。

作目部会（柑橘組合・苺部会・アスパラガス部会・産直部会・ナス部会）に対し農薬の適正な使用について指導を行っています。

❷残留農薬の検査を定期的に行っています。

当ＪＡは出荷している各農産物において、残留農薬の検査を定期的に行っています。

❸生産履歴の提出および確認を行っています。

農産物を出荷する組合員に対し、生産履歴の提出を義務付けています。

生産履歴は、農産物がいつ・どのようにして栽培されたのか分かるようにするため、①農産物の栽培作業（種まき・定植・収穫）を行った年月日、②資材（肥料・農薬）を使用した年月日・使用量などを各自で記録しているものです。

また、当ＪＡは生産履歴を確認し、正しく農薬が使用されているかチェックを行っています。

❹農薬の相談に応じています。

各農産物に使用できる農薬・使用時期・使用回数などについても営農支援課、産直支援課ならびに各営農事業所で相談に応じています。

❺農産物の安全管理に取り組んでいます。

消費者に安全な農産物を届けるために、国際水準ＧＡＰ（食品安全など）チェックシートで栽培から出荷までの安全管理の確認に取り組んでいます。

新規就農者・農業後継者・定年帰農者への総合的支援

蒲郡で農業経営を開始しようとする新規就農者、農業後継者、定年帰農者に対して個々の条件に応じた総合的な支援を行っています。農業経営の開始に必要な人・資材・資金・情報といった経営資源を、新規就農者、農業後継者、定年帰農者とともに策定する就農計画に沿ってパッケージ化します。

また、令和５年２月より、栽培知識や技術の習得ができる「みかん塾」を開講し、就農支援を行っています。

食農

食と地域農業へのＪＡの関わりに対する理解を深めることを目的に、地元の食材を使用した親子で参加する料理教室などを実施しています。

また、農業者以外の市民が土とのふれあいを通じて農業への関心と理解を深めるきっかけ作りとして、形原町と三谷町に市民農園を開園しています。

令和４年度より市内の保育園・幼稚園・小中学校に野菜苗を無償提供しています。

農産物の直売

「グリーンセンター蒲郡」、「Ａコープかたはら」に常設の産直コーナーを設け、産直部会員が栽培した野菜や果物、切花などを地域の皆様に提供しています。採れたての新鮮な野菜や果物、高品質な切花を楽しみに来店する利用者の方がたくさんいます。

地産地消

地産地消への取り組みでは、ＪＡレディースや生活文化講座の料理教室で地元の農産物を使用しています。

加工品を通じた産地ＰＲ

「蒲郡みかん・苺」を使った洋菓子、ジュースなどの企画・販売に取り組み、蒲郡の農産物をＰＲしています。





地域の活動との繋がり

地域の皆様が参加できる様々なイベントを行っています。
地域活動への参加や、地域密着型金融への取り組みを紹介します。

ＪＡ蒲郡市では、各事業のほかに地域の催し物にも協力しています。文化やスポーツなどの各方面にわたり地域に貢献することで、皆様にウェルビーイングなくらしをおくっていただきたいと考えています。

職場体験の受入れ

地元中学生を対象に、望ましい職業観、勤労観および自分の適正を見つけ、将来の進路選択に役立てることを目的に、Aコープかたはら、グリーンセンター蒲郡、各ＳＳ等で職業体験学習の受入を行っています。

ＪＡレディースのグループ教室

ＪＡレディースでは、料理、体操、編物、大正琴、皮革などの各種グループ教室をＪＡ施設で定期開催しています。

高齢者福祉活動

ＪＡ助けあい組織のメンバーがボランティアで健康寿命を延ばすためのミニデイ「げんき会」サービスを実施し、ゲームや昼食会など楽しいひとときを過ごすお手伝いをしています。

クリーンキャンペーンへの参加

蒲郡市では、年間を通じて事業所・学校・子ども会・自治会・ボランティアグループによる定期的な清掃活動が行われています。当ＪＡにおいても、クリーンキャンペーンとして各事業所周辺の清掃活動を行っています。

地域との交流を深める催しを実施

支店単位のレクリエーションとして、ゴルフコンペなどを開催しています。

献血への協力

毎年、ＪＡ本館にて愛知県豊橋赤十字血液センターの献血車を迎え、職員や地域の方々へ協力を呼び掛けています。

地域密着型金融への取り組み

◉地域活性化のための融資を始めとする支援

地域における農業者に最適な農業融資商品を提供することで地域活性化を支援しています。

〈取扱融資商品の主なもの〉

アグリマイティー資金、ＪＡ農機ハウスローン、農業用施設等資金、ＪＡ担い手応援ローン、ＪＡ新規就農応援資金、農業近代化資金、農林漁業セーフティーネット資金、ＪＡ農業経営維持継続資金（危機対応）等

◉担い手の経営目標に適した資金供給（融資）の提案

担い手の経営実態や、ニーズに適した資金の提供に努めています。

〈取り組み内容〉

農業関連資金への利子助成等の実施による償還負担の軽減支援

◉地域の蓄積された情報を活用した持続可能な農山村等地域への貢献

地域社会に貢献するため、農業に関する教材本の提供や、食農教育応援事業に取り組んでいます。

〈取り組み内容〉

「農業とわたしたちのくらし」等の農業に関する教材本の配布

◉組合員の相続・事業承継にかかるニーズへの的確な支援

従来の相続発生後の支援に加え、相続が発生した後に相続人が困ることがないように、事前対策への取り組み強化に力を入れています。

〈取り組み内容〉

「相続セミナー」「個別相談会」の開催、各支店に「くらしの相談窓口」を設置

各事業の取り組み内容

組合員や地域のみなさまのために様々なサービスを提供しています。
その内容について紹介していきます。

信用事業

市内７支店で貯金、融資（西浦支店および塩津支店を除く）、為替などの銀行業務を行っています。



◉貯金

当座貯金、普通貯金、貯蓄貯金、スーパー定期、大口定期、定期積金など各種貯金を目的・期間・金額に合わせてご利用いただけます。また、給与・ボーナス・年金などを受け取ることができる自動受取サービスや公共料金など毎月の様々なお支払いを簡単にできる自動支払サービスなどを取り扱っています。

◉各種ローン、融資

住宅ローン、マイカーローン、教育ローン、カードローンなど用途に応じて、様々なローンを取り扱っています。また、組合員・利用者の皆様に必要な資金供給（融資）を行うことで、地域経済の持続的発展を支えています。

◉資産形成、運用

国債や投資信託（ＮＩＳＡ等）、ｉＤｅＣｏを取り扱っています。

◉カードサービス

全国のＪＡのＡＴＭで現金の引き出し・預け入れが無料でできるほか、他金融機関などのＡＴＭで引き出しができるキャッシュカードやＪＡカードなどを取り扱っています。

◉ＪＡバンクアプリ

いつでもすばやく口座残高・入出金明細のチェックができるサービスです。

QRコードより
ダウンロード
できます

◉ＪＡバンクアプリ プラス

振込や税金、公共料金の払込みなどの様々なサービスが、すべてスマートフォンひとつでできるアプリです。

QRコードより
ダウンロード
できます

◉ＪＡネットバンク

インターネットにアクセスするだけで、口座残高・入出金明細照会に加え、振込や税金・公共料金支払等様々な取引ができるサービスです。

QRコードより
アクセスできます

共済事業

一般の生命保険と損害保険の両分野の機能を合わせた共済業務を行っています。市内７支店を拠点に、幅広く多彩な保障プランで、あらゆる生活シーンをカバーしています。少ない負担で大きな安心、十分なサービスと対応、そして高度な専門性。利用者のみなさまにご満足いただけるよう、様々なライフスタイルに合わせ、生涯にわたり「ひと・いえ・くるま」の総合保障をお届けしています。

また、自動車共済では契約者の自動車事故の相談を専任担当者が行っています。

【サービス】

◉Ｗｅｂマイページ（契約者限定）

24時間365日、いつでもスマートフォンやパソコンからご契約内容の確認や住所・電話番号の変更がＷｅｂ上のお手続きで完結できるサービスです。

Webマイページ 下記ＱＲコードよりアクセスできます。

登録の際は、お手元にご自身の共済契約者番号もしくは証書番号がわかるもの（マイページ契約案内書や共済証書など）をご準備ください。お持ちでない場合は、各支店にお問合せください。

◉ＪＡ共済アプリ

もしもの時の連絡もアプリから！くらしに役立つコンテンツが満載のサービスです。

販売事業

総合集出荷場を拠点として、柑橘類をはじめ各作物の効率的な集荷・選別を行い、青果市場を中心に、販売を行っています。また、管内農産物のＰＲを目的とした加工品の開発に向け、原料の提供を行っています。

〈主な農産物〉

- みかん
- イチゴ
- アスパラガス
- なす

〈主な加工品〉

- みかんジュース、ゼリー、みかんグミ、いちごグミ

◉選果の様子









指導事業

◉営農指導

各作物の栽培支援及び個別訪問による経営支援活動や農業経営指導の一環として、経営記帳・農業青色申告のお手伝いをしています。

また、産直生産者が、安全・安心・良質な農産物を出荷できるよう支援しています。



〈主な取り組み〉

- 栽培の支援・指導
- 農家の経営条件に応じた農家経営支援
- 農業後継者・定年帰農者・新規就農者への支援
- 各作物の産地維持発展の支援
- 農作業労働力の確保・管理機のレンタル

◉農地集積

農地の効果的な利用集積を行い、農業者所得の向上、遊休農地の発生防止に努めています。また、小規模基盤整備事業の提案と支援を行います。

〈主な取り組み〉

- 農地の流動化に向けた啓発活動
- 農地中間管理事業の実施
- 小規模基盤整備の支援
- 農地維持の啓発



◉生活指導

組合員の生活文化の向上をはかるため、「食農教育」をメインテーマに、生活文化講座の取り組みを行っています。

また、組合員の健康で心豊かな生活をサポートするため、集団健診を中心とした健康管理活動に取り組んでいます。

購買事業

◉営農購買

担い手の経営規模の維持拡大のため、省力化機器・資材の導入を提案します。また、予約購買による価格低廉化に努めています。

〈主な取り組み〉

- 肥料、農薬、施設資材、生産資材等の供給・提案
- 農機具の供給及び修理



◉グリーン購買

花、野菜などの苗や鉢花、肥料をはじめ、産直部会員による安全・安心・新鮮な野菜、切花などを取り揃えた産直コーナーがあります。旬の野菜や四季折々の花などをお楽しみください。

また、年中みかんが買える店として、蒲郡産の様々なみかんを取り扱っています。





【花・苗コーナー】

家庭園芸に必要な資材や苗が揃っているので、すぐにでも自宅を素敵な花園にできます。

【菜園コーナー】

グリーンセンター蒲郡で取り扱う種・苗や資材を使い、店舗東側の畑へ季節ごとにさまざまな野菜を植えています。栽培管理のポイントや資材の有効的な使い方など、実際に間近で見たり触れたりすることができます。

【農産物直売コーナー】

野菜は採れたての新鮮さとお求めやすい価格、さらには地元の生産者であるからこそ、安心して購入でき利用者に大変喜ばれています。

【コメ米コーナー】

玄米をその場で精米する「コメ米コーナー」では、1kg単位で販売し、クリーン白米・白米・七分づきなど好みに応じて精米できます。



◉店舗購買

食品・米・日用雑貨・酒類から贈答品まで、安全・安心をモットーとした良質な商品を提供し、くらしの質の向上と楽しく豊かな食生活の支援をしています。

Aコープかたはらでは、農産物、産直コーナー、コメ米コーナーに加え、JAグループによる品質の保証で、安心の国内産原材料使用、安全・健康に配慮した品質基準、地球環境にやさしい商品「エーコープマーク品」を取り扱っています。

◉燃料購買

ＪA-ＳＳは、安全・安心・信頼をモットーに営農用・生活用のエネルギーを供給しています。市内４給油所（形原・塩津・平田・大塚）で、ガソリン・軽油・灯油の販売のほか、塩津・平田給油所では、オイル、タイヤ、洗車、車検、点検整備も取り扱いしています。



葬祭事業

皆様の立場に立ったきめ細かなサービスを提供し、祭壇をはじめとする式場の設営から司会進行、生花・籠盛、香典返し等、葬儀に関するすべてのご相談や手配、ご遺体搬送を24時間体制でお受けしています。

〈主な取り組み〉

- 葬祭全般（通夜、葬儀、ご遺体搬送、納棺、御供物など）
- 法要関連（初七日、四十九日、年忌法要、返礼品、会食など）
- 墓石・仏壇・仏具（販売修理、クリーニングなど）・遺品整理・ペット供養品

〈やすらぎセンターの主な催し物〉

- 葬儀事前相談会（毎月５日）…やすらぎホール蒲郡・形原にて開催
- ホール見学会（個別相談会）…やすらぎホール蒲郡・形原にて開催
- 終活相談会（個別相談会）…やすらぎホール蒲郡・形原にて開催
- 人形供養祭…やすらぎホール蒲郡・形原にて開催

※各催し物の開催日時は、やすらぎセンターにてご確認ください。

【やすらぎホール蒲郡施設概要】

- 蒲郡Ａホール（収容人数100席）
- 蒲郡Ｂホール（収容人数50席）
- 蒲郡はなホール（収容人数50席）
- 駐車場台数64台（その他ＪＡ関連駐車場など）

【やすらぎホールその他概要】

- 遺族控室、僧侶控室、会食ルーム（形原のみ）
- 車イス（車イス用トイレ）

【やすらぎホール形原施設概要】

- 形原Ａホール（収容人数100席）
- 形原Ｃホール（収容人数50席）
- 駐車場台数130台

もしもの時に
24時間、年中無休で受付します





資産管理事業

資産管理センターでは、不動産売買・賃貸物件の仲介、住宅用地の分譲や、皆様の大切な資産を生かすため、土地・建物の税務相談・相続相談等、不動産に関わる活動を行っています。

【相談業務】
相続をはじめ不動産に関するご相談をお受けします。



【売買の仲介】
土地・建物売買の仲介を行います。

【土地活用】
遊休地を活用したい土地所有者をお手伝いします。

【宅地分譲】
市街化区域内で良好な住宅用地の分譲を行います。

【個人住宅】
マイホーム取得のお手伝いをします。

【賃貸住宅】
アパート建設に関するニーズにお応えしています。

【生活支援サービス】
組合員やその家族の豊かなくらしをサポートする「家事支援サービス（住宅リフォーム、シロアリ駆除等）」により「くらしの困った」を解決します。

介護事業

組合員・高齢者が地域で安心して暮らせる豊かな地域社会をめざし、安定した在宅サービスを提供します。また、介護事業利用者の尊厳に配慮し、多様なニーズに対応した自立支援サービスを行い、生活意欲の向上をはかります。

【居宅介護支援】
ケアマネジャーによる介護相談、要介護認定手続きの代行、ケアプランの作成を行います。

【訪問介護】
ホームヘルパーが利用者宅に訪問し、家事、身体介護等を行います。

【通所介護】
デイサービスセンターにて、食事・入浴・機能回復訓練などを日帰りでサービス提供します。また、利用者向けに宅配弁当サービスを行い、高齢者世帯の介護負担を軽減します。



【高齢者生活支援サービス】
介護保険外のサービスとして、訪問生活支援サービス、通所支援サービスを行います。

広報活動

◉広報誌「キラメキ」

毎月、組合員世帯全戸を対象に、ＪＡ・農業・生活に関する情報をお届けしています。



◉インターネット「ホームページ」

ＪＡ蒲郡市の概要、農産物の紹介、みかんの通信販売、キャンペーン・お知らせ・ニュースなどの最新情報を提供しています。

◉ＬＩＮＥ

ＳＮＳ「ＬＩＮＥ」アプリの「ＪＡ蒲郡市　公式アカウント」では、地域情報やＪＡ事業活動、お得な情報などを発信しています。また、「ＪＡ蒲郡市　産直だより」では、グリーンセンター蒲郡の売り場状況やおすすめ商品情報を発信しています。

◉Instagram「ja.gamagorishi」

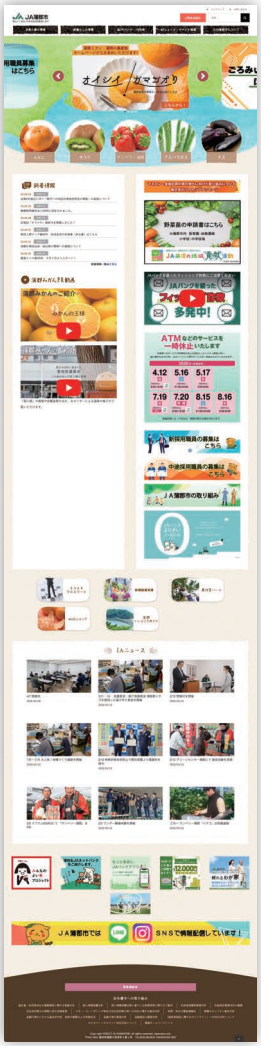
ＳＮＳ「Instagram」アプリの公式アカウントを使って、ＪＡ蒲郡市の事業活動を発信しています。

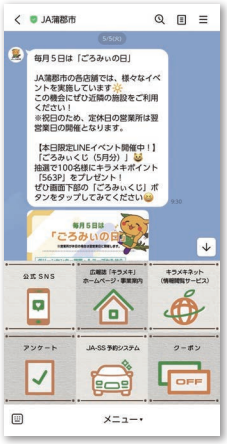
◉インターネット情報提供システム「キラメキネット」

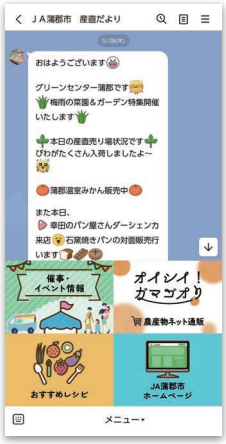
申込者を対象としてＪＡの発信情報を確認することができます。パソコンやスマートフォン、タブレット端末等で閲覧が可能です。

〈主な発信情報〉

- 購買代金の請求書
- 農産物販売の市況情報
- キラメキポイントの残高・履歴 など









ＪＡ蒲郡市
公式アカウント

ＪＡ蒲郡市
産直だより

公式Instagram

「キラメキ ポイント制度」について

「キラメキ　ポイント制度」はJA事業をご利用いただいた組合員・利用者の皆様に利用度に応じたポイントを付与します。そのポイントをカードに貯めていただき、JAの各店舗でポイント使用、またはJAが用意した商品とポイント交換していただく制度です。令和8年度の仕組みについて説明します。

ポイントの付与



〈キラメキポイントカード〉

ＪＡ蒲郡市の事業を利用していただくとポイントが付きます！

さらに、組合員ならポイント付与率がアップします！！
必ずポイントカードをご提示ください。

たとえば…



- 定期貯金のご契約に対して
- 定期積金のご契約に対して



- グリーンセンター蒲郡
 Ａコープかたはらでの
 買い物



- 各ＳＳでの給油、タイヤ、バッテリー、オイル交換や商品の購入等

ポイントの使い方

カードに貯まったポイントは、**１ポイント1円換算**で商品を値引き、または交換できます。

カードに貯まったポイントは、お好きなときに使えます！



1 値引

１ポイントから利用可能！

- 営農事業所　● Ａコープかたはら　● グリーンセンター蒲郡
- 各ＳＳ

にてカードに貯まったポイント分まで値引きします。

2 交換

お好きな商品と交換！

- 健康診断（集団人間ドック）およびオプション検査の受診料
- カタログ商品
- 宅配料金



※詳しくは各支店および各店舗に設置してある「キラメキ ポイント制度のご案内」をご参照ください。

「キラメキ ポイント会員」になるには

キラメキポイント会員になるためには、会員申込が必要です。
最寄りの支店または、ご利用店舗にて受付していますので、お気軽に職員までお申し付けください。

会員資格

ＪＡ蒲郡市の各事業をご利用いただける方で会員申込をされた方

カードの発行

本人名義のカード（１枚限り）を発行します。

発行手数料・年会費

発行手数料および年会費は無料です。
※紛失による再発行は別途手数料を負担していただきます。

会員申込受付窓口

各支店、グリーンセンター蒲郡、Ａコープかたはら、各ＳＳで受付しています。

組合員だけの特典

組合員なら、お買い物の際にポイントが多くもらえるほか、複数事業利用ポイントなど様々な特典がつきます。



複数事業利用ポイントとは

〈令和８年度基準〉

対象事業	事業点数	利用内容
①信用	10～70	貯金や融資の平均残高、定期積金給付契約金、各種振替契約等
②営農	10～70	肥料・農薬・営農資材・営農重油・営農灯油などの利用高
③店舗(産直・共選品)	10～50	Aコープかたはら、グリーンセンター蒲郡の産直品・共選品の利用高
④店舗(③以外)	10～50	Aコープかたはら、グリーンセンター蒲郡における上記の産直品・共選品以外の利用高
⑤ＳＳ(燃料油)	10～50	ガソリン・混合油・軽油・灯油・重油の利用高
⑥ＳＳ(⑤以外)	10～50	上記の燃料油以外の利用高
⑦葬祭	10～50	葬儀費用一式代金、法要、墓石、仏壇の購入等の利用高
⑧資産管理	10～50	生活支援サービスの利用高（家事支援サービス　ほか）
⑨生活指導	10～20	農業新聞（紙版・電子版）、家の光、ちゃぐりん、地上等の生活指導機関誌の購入代金
⑩事業カテゴリ利用数	10～120	上記①～⑨のうち、10点以上獲得した事業カテゴリに応じて

合計して

ランク	基準単位	付与ポイント	付与タイミング
A	320点以上	30,000	年1回／7月上旬
B	240点～310点	20,000	
C	200点～230点	10,000	
D	160点～190点	5,000	
E	90点～150点	1,000	

奨励対象期間内（毎年４/１～３/31）にご利用いただいた対象事業について、複数事業利用点数に基づき、各事業の利用高に応じた点数を組合員ごとに計算します。その合計点数によってランク（左表）を決定し、ポイントを７月上旬に付与します。

※複数事業利用点数の詳細な計算方法については、JA蒲郡市の各支店および各店舗に設置してある「キラメキ ポイント制度のご案内」にて確認ください。

ポイント制度についての問い合わせ先　●総合企画部企画情報課　ポイントいーな 0120-811017

ＪＡバンクとは

ＪＡバンクは全国に民間最大級の店舗網を展開しているＪＡバンク会員（ＪＡ・信連・農林中金）で構成するグループの名称です。

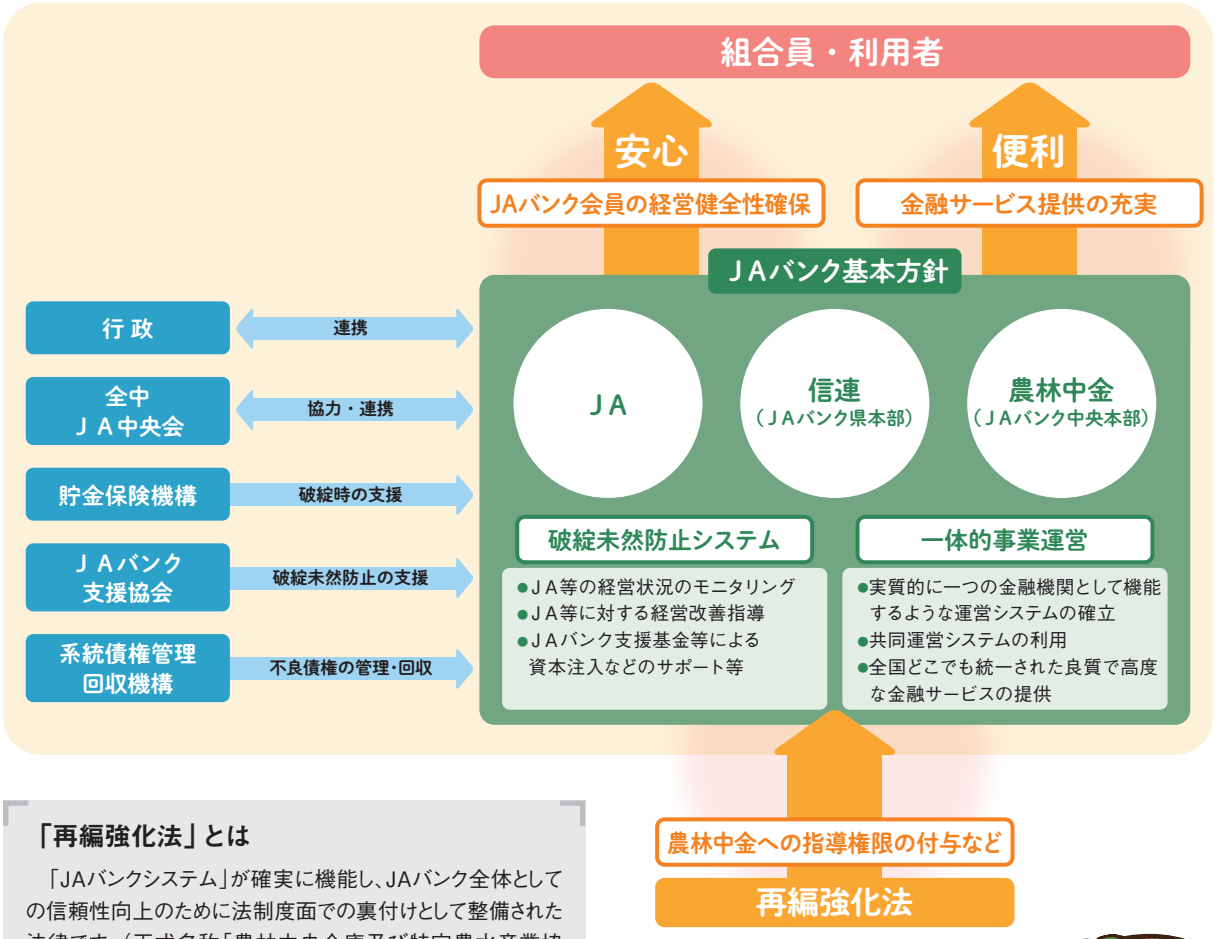
◉ＪＡバンクシステムの仕組み



全国のＪＡ、信連及び農林中金では、組合員・利用者のみなさまから一層信頼され利用される信用事業を確立するために「再編強化法」に基づき「ＪＡバンク基本方針」を策定しています。

この方針に基づき、ＪＡバンク会員（ＪＡ・信連・農林中金）が実質的にひとつの金融機関として機能する仕組みを「ＪＡバンクシステム」といいます。

「ＪＡバンクシステム」は、ＪＡバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットやきめ細かい顧客接点を生かした金融サービス提供の充実・強化をめざす「一体的事業運営」の二つの柱で成り立っています。



「再編強化法」とは

「JAバンクシステム」が確実に機能し、JAバンク全体としての信頼性向上のために法制度面での裏付けとして整備された法律です。（正式名称「農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律」）。

この法律で、農林中金は、基本方針（自主ルール）を定め、関係団体と連携しJAバンク会員に対し必要な指導を行うこととされています。





ＪＡバンク〈各種サービス〉

ＪＡバンクは、より身近で安心・便利な金融機関として、地域の皆様にご利用いただけるよう、一層の丁寧できめ細やかな金融サービスの提供に日々努めています。組合員だけでなく、どなたでもご利用いただけます。

使って便利。
くらしに役立つサービスいろいろ。
お客さまのお役に立てる各種サービスを
ご用意しています。

給与自動受取サービス

ＪＡバンクで給与をお受取りいただくと、全国どこでもお引き出しが便利です。

年金自動受取サービス

ＪＡバンクなら、全国どこでもお引き出しが便利です。年金のお受取りには、安心・便利なＪＡの総合口座をおすすめします。

自動支払サービス

公共料金、クレジット利用代金などの毎月のお支払いに便利です。

自動送金サービス

お子さまへの仕送りや家賃などの毎月のお振込みに便利です。

ＪＡバンクアプリ

口座残高・入出金明細の確認がアプリで簡単に行え、ＪＡバンクアプリ プラスやＪＡネットバンクへ手軽にアクセスできます。

ＪＡバンクアプリ プラス

アプリで振込や税金・公共料金の払込など、さまざまな取引ができます。

ＪＡネットバンク

パソコン・スマートフォンを使用して、残高照会・入出金明細の照会・振込・振替、定期貯金の預入、住宅ローンの一部繰上返済などができます。

法人ＪＡネットバンク

オフィスでパソコンを使用して、残高照会、入出金明細の照会、振込・振替、さらには伝送サービスによる総合振込、口座振替などができます。

ＪＡカード

国内・海外でのショッピング、お食事、公共料金のお支払いなど、いろいろな場面で便利にご利用いただけます。

ＪＡバンク優遇プログラム

お取引き状況に応じて、ＪＡネットバンクの振込手数料が毎月最大２回まで無料、提携ＡＴＭ（※）の入出金手数料が毎月最大３回まで無料となります。
（※セブン銀行、イーネットＡＴＭ、ローソン銀行、ゆうちょ銀行が対象）

◉ＪＡバンクの「ＪＡバンク・セーフティーネット」

より安全な金融機関としての信頼を得るために、ＪＡバンクは「破綻未然防止システム」と「貯金保険制度」による「ＪＡバンク・セーフティネット」を構築し、皆様の貯金を安全にお守りします。まず、公的制度である「貯金保険制度」。そして「ＪＡバンクシステム」のもとＪＡバンク全体で経営健全性を確保する取り組みである「破綻未然防止システム」。この仕組みによって、組合員・利用者の皆様により一層の「安心」をお届けします。

ＪＡバンク・セーフティネットの仕組み

破綻未然防止システム

破綻未然防止のための
ＪＡバンク独自の制度

- ＪＡバンク支援基金
- 愛知県ＪＡバンク支援制度

＋

貯金保険制度

貯金者等保護のための
国の公的な制度

「破綻未然防止システム」

ＪＡバンクの健全性を確保し、ＪＡ等の経営破綻を未然に防止するためのＪＡバンク独自の制度です。行政の基準よりもさらに厳しいＪＡバンク独自の自主ルール基準（自己資本比率等）を設定し、個々のＪＡの経営状況をチェック（モニタリング）します。

また、全国制度の「ＪＡバンク支援基金」と、県制度の「愛知県ＪＡバンク支援制度」の二つの制度が互いに連携し、万一の事態に至ることのないよう、早期・適切に経営健全性の向上のために、必要な支援（資本注入や資金援助等）を実施します。

貯金保険制度とは？

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保をはかることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加盟する「預金保険制度」と同様の制度です。



破綻未然防止システムの特徴

ポイント1
経営状況のチェック（モニタリング）

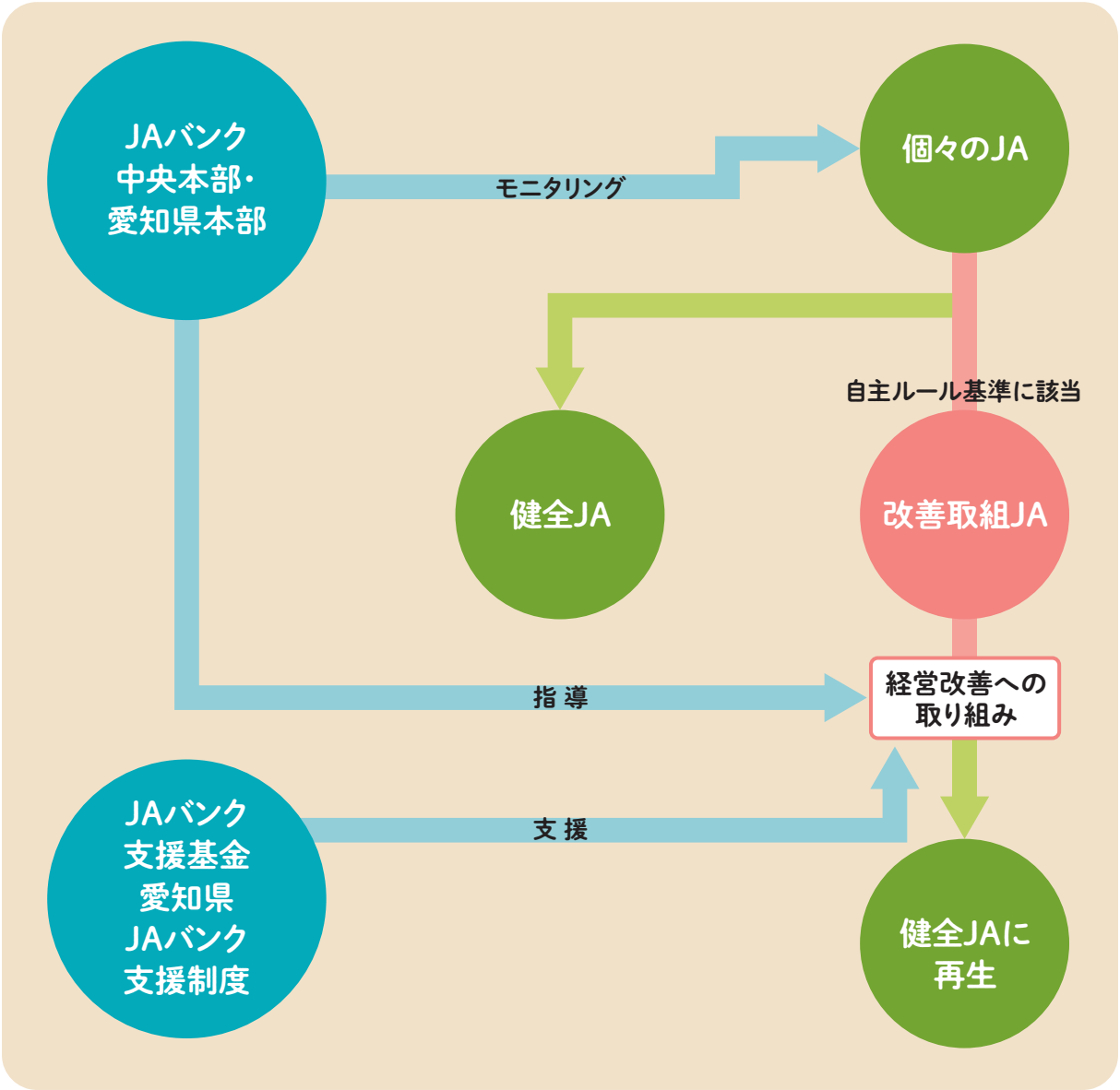
個々のＪＡの財務状況、業務体制などについてチェック（モニタリング）を行い、問題点の早期発見に取り組んでいます。モニタリングは、農林中金に設置された「ＪＡバンク中央本部」と信連に設置された「ＪＡバンク愛知県本部」が行います。

ポイント2
経営改善への取り組み

モニタリングの結果「自主ルール基準」に該当するＪＡは、この状況に応じた一定の資金運用制限を行いつつ、経営改善への取組みを行います。ＪＡバンク中央本部・愛知県本部は、関係団体と連携しその取り組みを強力にサポートします。

ポイント3
資金面による強力なサポート

「自主ルール基準」に基づき経営改善への取り組みを行うＪＡには、全国制度の「ＪＡバンク支援基金」やＪＡバンクあいち独自の制度である「愛知県ＪＡバンク支援制度」が、必要に応じて資金面でのサポート(資本注入や資金援助など)を行います。



ＪＡ共済について

ＪＡ共済とは、
農業協同組合の原点である、お互いに助け合う精神「相互扶助」を形にしたものです。
「ひと・いえ・くるま」の総合保障で、皆様の暮らしを守っています。

ひと

JAの生命共済は、死亡保障はもちろん、入院・手術などに備える医療保障や年金保障にも力をいれています。

- 「医療共済」は、日帰り入院を含め、入院一日目からまとまった一時金が受け取れ、入院費用はもちろん、通院・在宅医療などのさまざまな費用に活用できます。また、ご希望に合わせて一生涯保障や先進医療保障、手術・放射線治療保障、健康を維持した場合の健康祝金など、ライフプランに合わせて自由に設計できる充実した医療保障を提供します。
- 万一の場合、一時金だけでなくご家族の生活資金としての年金をお受け取りになれる「生活保障特約」で保障がさらに充実します。
- 三大疾病をはじめとした重い生活習慣病に備えられる保障「特定重度疾病共済」を提供します。
- 病気や災害などで所定の状態になられたときは、共済掛金払込免除制度により、その後の共済掛金をいただくことなく、ご契約を継続します。

いえ

JAの建物更生共済は、火災・地震・台風などのさまざまなリスクに対応し、幅広い保障でマイホームや家財をしっかり守ります。

- 火災はもちろんのこと、地震・台風・豪雨による洪水などさまざまな自然災害による損害を幅広く保障します。
 - 加入額を限度に損害額を保障する「実損てん補方式」を導入しています。（※所定の条件があります。また、地震などによる損害を除きます。）
- 掛け捨てではないため、満期時には満期共済金と割戻金がお受け取りになれます。また、定期的に修理費共済金がお受け取りになれるプランもあります。
 - 満期共済金額は、火災共済金額の同額から、30分の1までの範囲で自由に設定いただけます。（※別に定める契約単位の最低限度額があります。）

くるま

JAの自動車共済は、ご自身の家族の保障・相手方への保障・ご自身のお車の保障といった安心の充実保障で自動車事故のリスクを幅広く保障します。

- 「クルマスター」は、３つの保障で自動車事故のリスクを幅広くカバーします。
 - ご自身とご家族の保障
 - 相手方への保障
 - お車の保障
- 24時間・365日、フリーダイヤルで事故受付やアドバイスを行うほか、「距離無制限で15万円以内」「ロードサービス」も24時間体制で実施しています。お車のトラブル時にJA共済アプリをご利用すれば、受付窓口へのスムーズな事故受付やレッカー・ロードサービスの要請が連絡できます。
- 共済掛金がさらにお得になる「掛金割引」があります。
 - 割増・割引等級制度
 - 自賠責共済セット割引
 - ゴールド免許割引
 - ＡＳＶ割引（ＡＥＢ装備車）
 - 新車割引
 - 複数契約割引
 - 長期優良契約割引
 - 自動継続割引
 - 福祉自動車割引
 - 農業用貨物車割引

※第1回共済掛金からキャッシュレス（口座振替等）での払込ができます。
※この資料は概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「重要事項説明書（契約概要）」を必ずご覧ください。また、ご契約の際には、「重要事項説明書（注意喚起情報）」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。
[26234925172]

安心・安全 JA共済 1 ひと・いえ・くるま、大きく広がった保障の輪

ＪＡ共済は総合保障を提供しています。

生命総合共済（保有）
加入件数●2,098万件
保障金額●69兆8,118億円

建物更生共済（保有）
加入件数●873万件
保障金額●134兆6,562億円

自動車共済（保有）
加入件数●822万件
自賠責共済（保有）
加入台数●658万台

安心・安全 JA共済 2 ＪＡ共済のリスク対応力

通常の予測を超えて発生する諸リスクに対応するための支払余力は、十分な水準となっています。

支払余力（ソルベンシー・マージン）比率（令和7年度末）

健全経営の水準	ＪＡ共済の実力
200.0%	1,023.5%

※支払余力（ソルベンシー・マージン）比率とは、通常の予測を超えて発生する諸リスク（大規模自然災害など）に対応するため、どのくらいの支払余力を備えているかを判断するための経営指標のひとつです。なお、JA共済では生命共済事業と損害共済事業の両方を実施しているため、生命保険会社または損害保険会社のソルベンシー・マージン比率と単純に比較はできません。

支払余力（ソルベンシー・マージン）比率計算式

$$\text{支払余力（ソルベンシー・マージン）比率} = \frac{\text{支払余力（ソルベンシー・マージン）総額}}{\text{リスクの合計額} \times \frac{1}{2}} \times 100$$

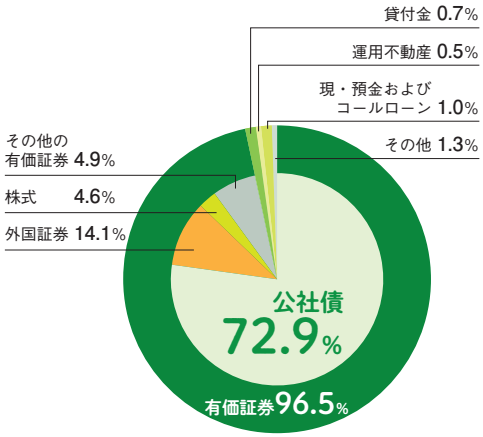
安心・安全 JA共済 3

JA共済の資産状況

総資産のうち、55兆円以上の運用資産について、安定的な収益を確保できる国債などの公社債を主体に、安全・確実な運用を行っています。

総資産

58兆4,872億円



運用資産 ● 56兆6,215億円

安心・安全 JA共済 4

お役に立った共済金

万一のときや満期のときなどに共済金をお支払いし、みなさまにお役立ていただいています。

令和7年度のお支払い合計

3兆5,255億円

生命総合共済

万一のお支払い ● 7,795億円
満期時のお支払い ● 1兆3,386億円

建物更生共済

万一のお支払い ● 1,209億円
満期時のお支払い ● 9,706億円

自動車共済

2,203億円

自賠責共済

262億円

安心・安全 JA共済 5

組合員・利用者の利便性向上に向けた取り組み

共済契約の申し込みの際に、タブレット型端末機を活用したペーパーレス化や、クレジットカード等による共済掛金のキャッシュレス化を実施しています。

また、JA共済のデジタルサービス「Webマイページ」および「JA共済アプリ」を展開しており、インターネット上で実施可能なお手続きを順次拡充しています。
皆さまの声をもとに「JA共済アプリ」をリニューアルし、いつでも契約を確認でき、事故・災害時も迷わずご連絡いただけるように画面設計・デザインを一新するなど、さらなる組合員・利用者の皆さまの利便性向上に向けて取り組んでいます。



ペーパーレス手続き
（イメージ）

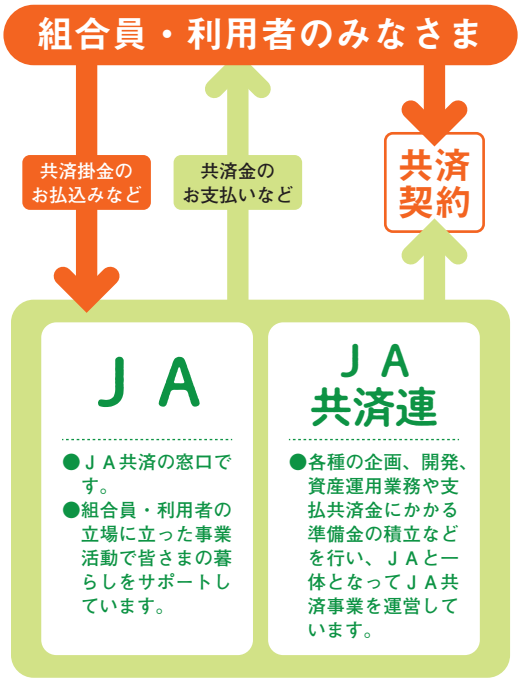


「Webマイページ」と
「JA共済アプリ」のトップ画面

安心・安全 JA共済 6

JA共済の役割

JA共済はJAとJA共済連がそれぞれ機能を分担し、組合員・利用者のみなさまに「ひと・いえ・くるま」の総合保障を提供しています。



※共済契約は、JAとJA共済連が共同でお引き受けしています。

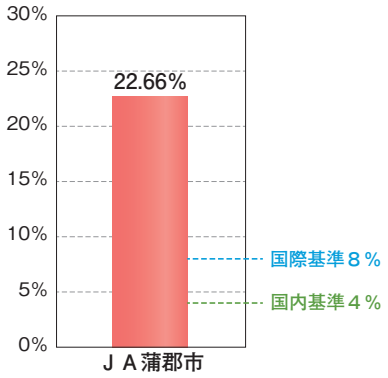
記載の内容は全国共済農業協同組合連合会資料（安心めっせーじ）より抜粋

ＪＡ蒲郡市の健全性

高い自己資本比率や不良債権が少ないことなどの理由から、経営の健全性の高さが分かります。

◉自己資本比率

自己資本比率は、リスクのある資産（エクスポージャー）に対する自己資本の割合を表すもので、経営の健全性の客観的な指標とされています。自己資本比率が一定の基準に達しない金融機関に対しては、経営改善や業務停止命令の発令が行われます。金融業務を行う場合、国内基準では４％以上、国際基準では８％以上が求められていますが、当ＪＡは基準を大きく上回る22.66%となっています。





◉自己資本比率の算定に関する方針

当ＪＡでは、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。

また、組織面では、事業推進部門から独立した経営企画部門が自己資本比率を算出し、けん制機能が発揮される態勢を整備しています。

当ＪＡが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持をはかるとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

リスク・アセットとは？

自己資本比率を計算する上での分母となる「リスク・アセット」とは、貸出金や有価証券などリスクを有する資産を、それぞれのリスク度合いに応じて調整した総額になります。

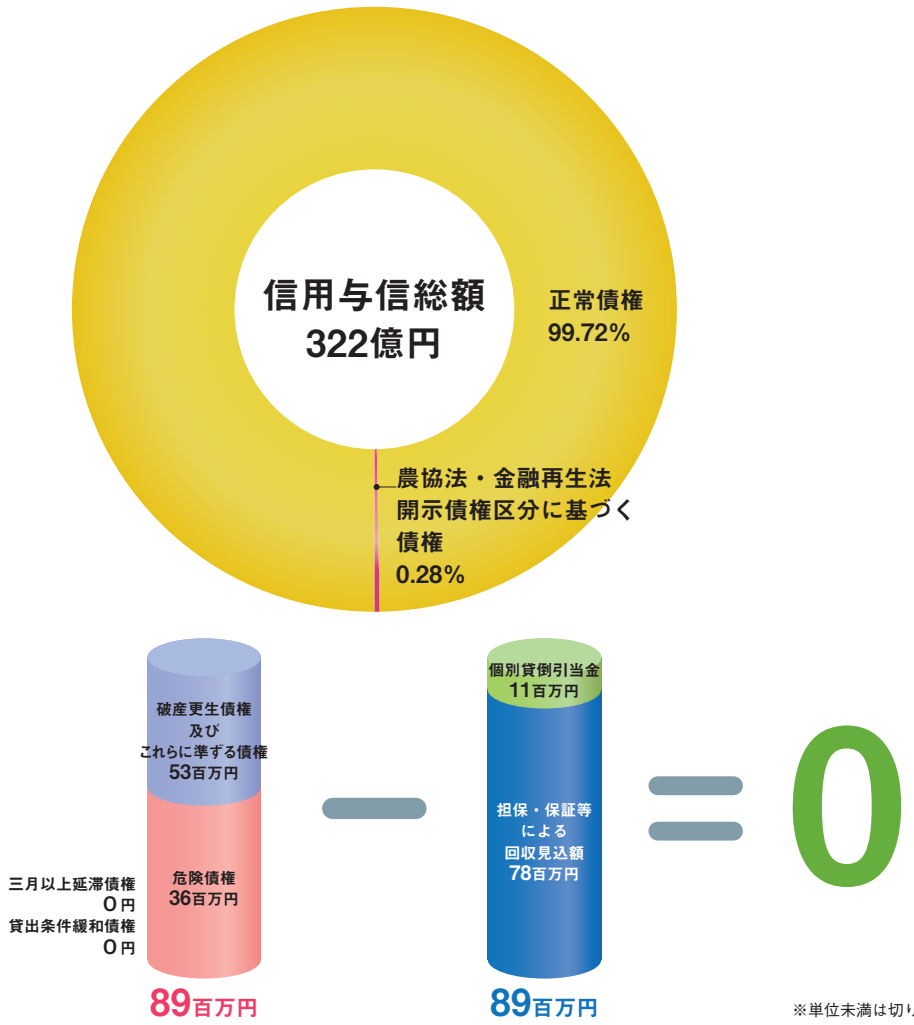
オペレーショナル・リスクとは？

オペレーショナル・リスクとは、事務手続上の事故や不正行為等により損失を被る可能性のことです。信用リスクと市場リスク以外の全てのリスクの総称で、事務リスク、システムリスク、法務リスク、経営管理上のリスク、流動性リスク、災害リスクなどを含む幅広いリスクを意味します。



◉農協法・金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

農協法・金融再生法開示債権区分に基づく債権のほとんどは、担保・保証等により回収が見込まれており、残りについても確実に引当金処理を行っています。よって、カバー体制は万全で安心です。なお、当ＪＡの信用与信総額に占める農協法・金融再生法開示債権区分に基づく債権の割合は0.28%と、低い値になっています。



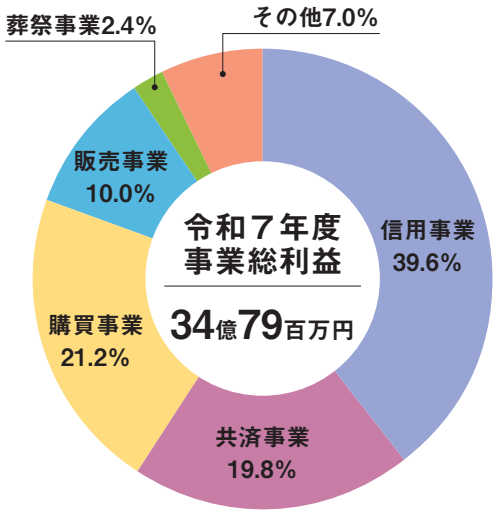
※単位未満は切り捨て表示

◉農協法・金融再生法開示債権区分に基づく債権の種類

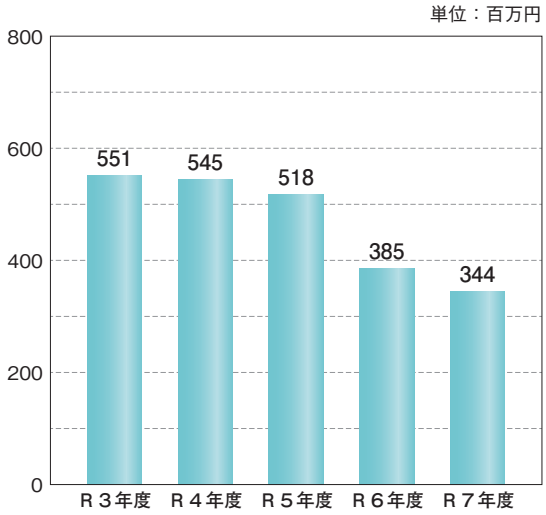
債権種類	内容
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
危険債権	債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財務状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものをいいます。
要管理債権 三月以上延滞債権	元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。
要管理債権 貸出条件緩和債権	債務者の経営再建又は支援をはかることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

ＪＡ蒲郡市の業績

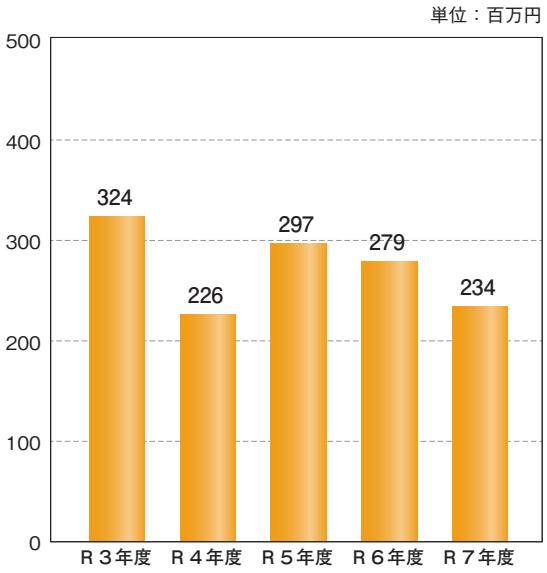
◉事業総利益の内訳



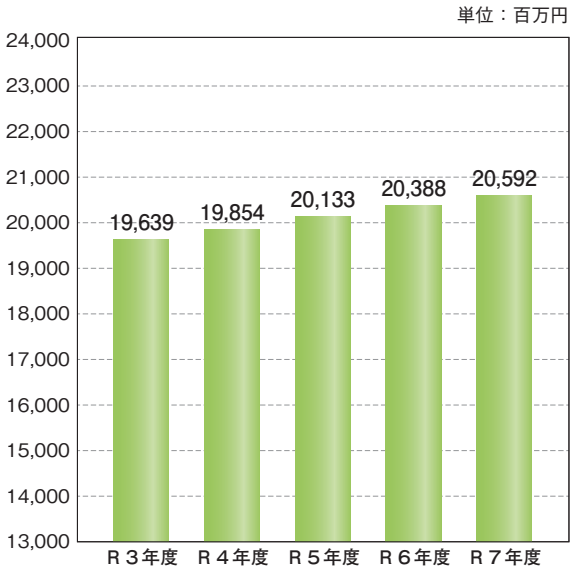
◉経常利益の推移



◉当期剰余金の推移



◉自己資本額の推移



※「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第２号）に基づき算出しております。



◉経営管理の体制

当ＪＡは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選任された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、各地域、部会などから理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化をはかっています。

◉リスク管理の体制等

組合員・利用者の皆様に安心してＪＡをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応できるよう、ＡＬＭ委員会を主体としたリスク管理体制を整備しています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当ＪＡではマネロン等対策を重要課題の１つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

■信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に融資審査部門を設置し各支店と連携をはかりながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上をはかるため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、必要額を貸倒引当金として計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

■市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当ＪＡでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化をはかっています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当ＪＡの保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

■流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当ＪＡでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

■オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外生的な事象による損失を被るリスク及び、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクです。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続を整備し、定期検査等を実施するとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

■事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善をはかるとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

■システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めています。

◉法令遵守（コンプライアンス）の体制

金融機関や企業等による倫理の欠如、法令等遵守の欠如がもたらした不祥事により、社会的責任が強く問われております。このような中、当ＪＡでは、法令等遵守（コンプライアンス）を経営の最重要課題と位置付け業務運営に取り組んでいます。

なお、コンプライアンスとは、関連する法令等を守って行動することですが、遵守の対象は法令にとどまらず社会規範や倫理、契約に係る内部規定も含んだ広範囲のルールに及んでいます。

■コンプライアンス運営態勢

コンプライアンスを確実に実施するため、コンプライアンス委員会、コンプライアンス統括部署（リスク管理室）等を設置してその役割を定めるとともに、関係組織の役割を明確化し、内部管理体制全体の運営方法を規定した「コンプライアンス規程」を制定しています。

コンプライアンスの実践については、「倫理綱領」を遵守基準とした役職員の「行動規範」、「コンプライアンス関係マニュアル」等を制定し、全役職員（臨時職員も含む）を対象とした研修会等を定期開催し、周知徹底をはかっています。

また、内部監査、監事監査、中央会監査はもとより、コンプライアンス責任者等による店内自主検査を実施し、職員一人ひとりがコンプライアンスに対する意識を高めるための取り組みも実施しています。

■全般統制整備（コンプライアンス・プログラム）の策定

全般統制整備とは、毎年度ＪＡが取り組むべきコンプライアンス方針やコンプライアンスを実現させるための具体的な実施計画であり、コンプライアンスに係る諸規程の整備をはじめ、役職員の研修計画、個人情報保護計画、経営層による見直しを受けて実施されるその他の改善計画等を定めています。

全般統制整備は、毎年見直しを行い、コンプライアンス統括部署により進捗管理、教育・啓発を行っています。

■個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）

当ＪＡは、組合員・利用者等のみなさまの個人情報を正しく取り扱うことが当ＪＡの事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守します。

【個人情報に関する法令及び規範の遵守】

当ＪＡは、個人情報を適正に取り扱うために、個人情報の保護に関する法律（以下「法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令及び農林水産大臣をはじめ主務大臣のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。個人情報とは、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい（法第２条第1項、第２項）、以下も同様とします。

【個人情報の利用目的】

当ＪＡは、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合及び法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の範囲内でのみ個人情報を取り扱います。ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

【個人情報の適正な取得】

当ＪＡは、個人情報を取得する際、適正な手段で取得するものとし、利用目的を、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知又は公表します。ただし、ご本人から書面で直接取得する場合には、あらかじめ明示します。

【個人情報の安全管理】

当ＪＡは、取り扱う個人データを利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業者及び委託先を適正に監督します。個人データとは、個人情報データベース等（法第16条第1項）を構成する個人情報をいい（法第16条第３項）、以下同様とします。

【個人情報の第三者提供】

当ＪＡは、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

【個人情報の利用目的の通知、開示、訂正、削除、利用停止等】

当ＪＡは、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。保有個人データとは、当ＪＡが、本人又はその代理人から求められる開示、内容訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止の全てに応じることができる権限を有する個人データをいいます（法第16条第４項）。

【苦情等に対する対応】

当ＪＡは、取り扱う個人情報につき、ご本人からの苦情に対し、迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

【継続的改善】

当ＪＡは、取り扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

●法令順守（コンプライアンス）に関するお問い合わせ窓口

蒲郡市農業協同組合　リスク管理室　フリーダイヤル0120－336－274

◉金融ＡＤＲ（裁判外紛争解決）制度への対応

①苦情処理措置の内容

当ＪＡでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、ＪＡバンク相談所やＪＡ共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決をはかります。

<当ＪＡの相談・苦情等受付窓口>

◇信用事業

金融部金融課

電話番号：0533－68－6639

受付時間：午前９時～午後５時（金融機関休業日を除く）

※相談・苦情等については、まずは当ＪＡの窓口へお申出ください。なお、ＪＡバンク相談所でも、ＪＡバンクに関するご相談・苦情をお受けしております。

○ＪＡバンク相談所（（一社）ＪＡバンク・ＪＦマリンバンク相談所）
電話番号：03－6837－1359
受付時間：午前９時～午後５時（金融機関休業日を除く）

◇共済事業
金融部共済課
電話番号：0533－68－7083
受付時間：午前９時～午後５時（金融機関休業日を除く）
※相談・苦情等については、まずは当ＪＡの窓口へお申出ください。なお、ＪＡ共済相談受付センターでも、相談・苦情等のほか、ＪＡ共済全般に関するお問い合わせをお電話で受け付けております。

○ＪＡ共済相談受付センター（ＪＡ共済連全国本部）
電話番号：フリーダイヤル 0120－536－093
受付時間：午前９時～午後６時（月曜日～金曜日）
午前９時～午後５時（土曜日）
※日・祝日および12月29日～１月３日は休業日

②紛争解決措置の内容
当ＪＡでは紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

◇信用事業
愛知県弁護士会紛争解決センター
電話番号：052－203－1777（本会）
0564－54－9449（西三河支部）
受付時間：月曜日～金曜日　午前10時～午後４時（祝日および年末年始を除く）

◇共済事業
（一社）日本共済協会　共済相談所（電話番号：03－5368－5757）
https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html
（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構
https://www.jibai-adr.or.jp/
（公財）日弁連交通事故相談センター
https://n-tacc.or.jp/
（公財）交通事故紛争処理センター
https://www.jcstad.or.jp/
日本弁護士連合会　弁護士費用保険ＡＤＲ
https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html
※各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。

◉内部監査の体制

当ＪＡでは、内部監査部門（監査室）を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の助言・提案等を通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、当組合の全部門・全事業所を対象とし、年度監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び常勤監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに代表理事組合長、監事、理事会に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

◉金融商品の勧誘方針

当ＪＡは、金融サービス提供法の趣旨に則り、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者のみなさまに対して適正な勧誘を行います。

1）組合員・利用者の皆様の商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。

2）組合員・利用者の皆様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。

3）不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆様の誤解を招くような説明は行いません。

4）電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆様のご都合に合わせて行うよう努めます。

5）組合員・利用者の皆様に対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。

6）販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆様からのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

◉信用事業のご案内

【信用事業の概要】

信用事業は、貯金、融資、為替などいわゆる銀行業務といわれる内容の業務を行っております。

この信用事業は、ＪＡ、信連、農林中金という三段階の組織が有機的に結びつき、ＪＡ系統金融として大きな力を発揮しています。

●貯金業務

組合員はもちろん地域住民、事業主のみなさまからの貯金をお預かりしています。

また、ＪＡのキャッシュカード1枚で、全国のＪＡのＡＴＭでの貯金のお引出しやお預入れをはじめ、銀行や信用金庫、ゆうちょ銀行、漁協、コンビニエンスストアなどのＡＴＭでも現金のお引出し（ゆうちょ銀行、セブン銀行、イーネット、ローソンのＡＴＭでは、お預入れの利用もできます。）ができるキャッシュサービスのお取り扱いをしています。

●融資業務

組合員へのご融資をはじめ、地域住民の皆様のくらしや、農業者・事業者の皆様の事業に必要な資金をご融資しています。

また、農業関連産業などへもご融資し、地域経済の向上・発展に貢献しています。さらに、住宅金融支援機構、日本政策金融公庫等のお申し込みの取次も行っています。

●為替業務

全国のＪＡ・信連・農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、ＪＡの本支店を通して全国のどこの金融機関へでも安全・確実・迅速に振込ができる為替のお取り扱いをしています。

●国債・投資信託の窓口販売

国債や投資信託の窓口販売のお取り扱いをしています。

●自動受取・自動支払サービス

給与・年金・株式配当金などの自動受取サービスや、電気・電話・ガスなどの公共料金、新聞代金等の自動支払サービスのほか、ＪＡカードなどのクレジットカード会員・加盟店のお申し込みの取次をしています。

また、事業主の皆様のために、給与振込サービス、口座振込・振替サービスなどをお取り扱いしています。

●遺言信託代理店業務

農中信託銀行の遺言信託代理店として、生前の遺言書作成相談と相続発生後の相続関連手続きのお手伝いをしています。

◉主な取扱商品・サービス

【貯　金】

令和８年４月1日現在

種　類		特　徴	お預入期間	お預入金額	付利単位	備考
普通貯金		いつでも自由に出し入れができる貯金です。給与、年金などの自動受取や各種公共料金の自動支払にもご利用いただけるのでお財布代りにお使いください。	出し入れ自由	1円以上	100円 （付利最低残高 1,000円）	
	決済用貯金	貯金保険制度により、全額保護されます。			―	現在、ご利用中の普通貯金から決済用貯金への切替えができます。（普通貯金の口座番号をそのまま引き継ぎます。）
貯蓄貯金		いつでも自由に出し入れができる貯金です。お預入残高に応じて金利が段階的に設定されています。			1円 （付利最低残高 1,000円）	給与、年金などの自動受取りや各種公共料金の自動支払いには、ご利用いただけません。
当座貯金		手形・小切手のお支払いのための貯金です。 事業用の口座としてご利用いただけると便利です。			―	
納税準備貯金		納税期に合わせて納税資金を準備するための貯金です。	預入れ自由 払出しは納税時のみ		100円 （付利最低残高 1,000円）	
通知貯金		まとまったお金の短期運用に好適な貯金です。 お引き出しの場合は、2日以上前にお知らせください。	7日以上	5万円以上	1円	
定期貯金	スーパー定期	お預入期間を1ヵ月から10年までラインナップしたベーシックな定期貯金です。 お預入期間が3年以上の定型方式で複利型のものは利息を半年複利で計算します。	・定型方式 1ヵ月、2ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年、2年、3年、4年、5年、7年及び10年の11種類 ・期日指定方式 1ヵ月超5年未満	1円以上		
	大口定期貯金	1,000万円以上の大口資金の運用に最適な商品です。		1,000万円以上		
	期日指定定期貯金	据置期間（1年）を経過すれば、ご自由に満期日の指定ができるほか、一部解約の取り扱いもでき、大変便利な定期貯金です。さらに、利息を1年複利で計算します。	3年以内	1円以上 300万円未満		
	変動金利定期貯金	市場金利の変動により、半年ごとに金利を変更させていただきます。複利型のものは、利息を半年複利で計算します。	1年、2年、3年	1円以上		
	積立式定期貯金　エンドレス型	期間を定めずにマイペースで積み立て、将来に備えてまとまった資金をたくわえていただくのにピッタリの定期貯金です。	自由			
	積立式定期貯金　満期型	あらかじめ使いみち、使う日が決まっている場合に、使う日（目標日）に合わせて、必要な資金をたくわえていただくのに便利な定期貯金です。	6ヵ月以上10年以内			据置期間１ヵ月以上 ３年以下
	積立式定期貯金　年金型	積み立てた資金を定期的（年2回、年4回、年6回または年12回）にお受取りができる年金タイプの定期貯金です。	積立期間 1年以上の月単位			据置期間２ヵ月以上 10年以内 受取期間3ヵ月以上 20年以内
財形貯蓄	一般財形貯金	勤労者の財産づくりのための貯金で、お預入は給与等からの天引きですので、ムリなく確実に財産形成ができます。	3年以上			
	財形年金貯金	2ヵ月または3ヵ月ごとに積立金をお受取りになれる年金タイプの財形貯金です。財形住宅貯金と合わせて550万円まで非課税扱いです。在職中はもちろん、退職後も引き続き財形非課税枠をご利用いただけます。	5年以上			据置期間４ヵ月以上 ５年以内 受取期間５年以上 20年以内
	財形住宅貯金	住宅取得や増改築のための財形貯金です。 財形年金貯金と合わせて550万円まで非課税扱いです。				
スーパー積金	定額式	ライフプランに合わせて毎月または隔月に一定額を掛込む積金です。	1年、2年、3年、4年、5年	1,000円以上		最大６回まで増額掛込みもできます。
	目標式	最初に目標額（満期お受取額）を定めて、毎月または隔月に一定額を掛込む積金です。				
	満期分散式	契約期間中1年ごとに満期が到来し、掛込期間に応じて段階的にお受取りができる積金です。	2年、3年、4年、5年			
譲渡性貯金（NCD）		1,000万円以上の大口資金の運用に有利な商品です。 市場金利を基準に金利を決めさせていただきます。	・定型方式 1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月、1年、2年、3年、4年及び5年 ・期日指定方式 14日以上5年未満	1,000万円以上		

【その他商品】

種　類	内　容
総合口座	給与・年金等の自動受取りや公共料金などの自動支払いに便利な普通貯金と、まとまった資金の運用に有利な定期貯金（自動継続扱い）とが１冊の通帳で利用でき、万が一のときに便利な自動ご融資がセットされた口座です。 自動ご融資は普通貯金の残高が不足した場合に、定期貯金を担保にその残高の90%以内で、最高200万円まで自動的にご利用いただけます。
子育て応援定期積金 （ファミリー積金（ほほえみ））	ご契約時点で18歳未満のお子様（出産予定のお子様も含みます。）がいらっしゃるご両親または扶養者の方を対象とした子育てを応援する定期積金です。
相続定期貯金 （想子想愛）	相続により引き継がれた大切な資産の運用をお考えのお客様に、安心・安全にご活用いただくための貯金商品です。
ＪＡ教育資金贈与専用口座 （ＪＡまごころ貯金）	租税特別措置法に基づく教育資金非課税措置の適用を受けるための口座です。
ＪＡ結婚子育て資金贈与専用口座 （ＪＡ未来応援貯金）	租税特別措置法に基づく結婚・子育て資金非課税措置の適用を受けるための口座です。
成年後見支援貯金	成年被後見人様の貯金について、成年後見人様による適切な管理が行える貯金です。
退職金定期貯金 （ゆとり生活）	退職後1年以内の方を対象とした定期貯金です。

【ローン】

種　類		資金用途	ご融資額	ご返済期間	ご返済方法	担保・保証
住宅資金	住宅ローン （新築・購入の場合）	住宅の新築・購入（マンション・中古住宅を含む）や住宅用の土地購入、住宅の増改築などに必要な資金	20,000万円以内	50年以内	元利均等返済 元金均等返済 （いずれもボーナス時の増額返済可能）	住宅とその敷地を担保 協同住宅ローン㈱または三菱ＵＦＪニコス㈱の保証 ※保証機関の保証利用の場合でも、連帯保証人を立てていただくことがあります。
	住宅ローン （借換の場合）	他金融機関等からの住宅資金借入金の借換えに必要な資金 借換えと併せた増改築・改装・補修に要する資金	20,000万円以内	40年以内		
	リフォームローン	住宅の増改築・改装・補修、住宅に付帯する施設の取得などに必要な資金	2,000万円以内	20年以内	元利均等返済 （ボーナス時の増額返済可能）	協同住宅ローン㈱または三菱ＵＦＪニコス㈱の保証 ※各保証機関の保証利用の場合でも、連帯保証人を立てていただくことがあります。
生活資金	マイカーローン	自動車の購入や修理・車検などに必要な資金	1,000万円以内	15年以内	元利均等返済 （ボーナス時の増額返済可能）	㈱ジャックスまたは三菱ＵＦＪニコス㈱
	教育ローン	入学金、授業料、下宿代などの就学に必要な資金	1,000万円以内	15年以内	元利均等返済 （ボーナス時の増額返済可能）	三菱ＵＦＪニコス㈱の保証
	多目的ローン	くらしに必要な資金	1,000万円以内	10年以内		
	フリーローン		500万円以内	10年以内		
	カードローン		500万円以内	１年	約定返済 任意返済	

※詳しくは、窓口へお尋ねください。

【農業資金】

種　類	資金用途	ご融資額	ご返済期間	ご返済方法	担保・保証
農業近代化資金	農業経営に必要な設備施設資金	個人1,800万円 法人　2億円	資金使途により 15年以内	元金均等返済	愛知県農業信用基金協会の保証
農業経営基盤強化資金 （スーパーＬ資金）	農業経営に必要な設備資金 （認定農業者の方）	個人　3億円以内 法人10億円以内	資金使途により 25年以内	元金均等返済	
農業経営改善促進資金 （スーパーＳ資金）	農業経営に必要な運転資金 （認定農業者の方）	個人 500万円以内 （一般経営） 2,000万円以内 （畜産・施設経営） 法人 2,000万円 （一般経営） 8,000万円 （畜産・施設経営）	1年	随時返済	
ＪＡ農機ハウスローン	農機具の購入、点検、修理等に要する資金 パイプハウス等資材、建設費用に要する資金 他金融機関からの農機具購入等にかかわる借入金の借換資金 格納庫建設資金 再生可能エネルギーの発電・蓄電設備取得資金	1,800万円以内	10年以内	元金均等返済 元利均等返済	必要に応じて愛知県農業信用基金協会の保証
アグリマイティー資金 （運転資金、設備等資金）	農業経営に必要な運転資金、設備等資金	事業費の100％の範囲内	【短期資金】 1年以内 【長期資金】 10年以内 （ただし、対象事業に応じ、最長20年以内）	期日一括返済 元金均等返済 元利均等返済	愛知県農業信用基金協会の保証又は、当ＪＡ定期貯金・定期積金、共済解約返戻金、不動産などを担保 必要に応じて連帯保証人
農地等資金	農地等の取得・改良・造成などに必要な資金	原則として担保価値の範囲内	25年以内	期日一括返済 元金均等返済 元利均等返済	
農業経営再建等資金	農業経営に必要な経営再建等資金		35年以内	元金均等返済 元利均等返済	当ＪＡ定期貯金・定期積金、共済解約返戻金、不動産などを担保 必要に応じて連帯保証人

※なお、このほかにも農業改良資金、青年等就農資金などの制度資金やＪＡ新規就農応援資金、農業用施設等資金など取り揃えております。詳しくは、窓口へお尋ねください。

【サービス】

種　類	内　容
為替	全国のＪＡはもちろんのこと、銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫などとも振込、代金取立、送金がスピーディーにでき、大変便利です。
国債	国債は国が発行する債券です。利息と元金は、ご指定の貯金口座へ自動的に振込まれますので大変便利で安全です。
投資信託	投資信託はリスクが少なく安定的に運用できるものから、リスクは高いものの大きな収益が期待できるものまで、様々な資産運用ニーズに合った商品を選ぶことができます。
ＪＡの投信つみたてサービス	毎月１回、ご指定の日に、ご指定の金額で投資信託を定期的に買い付けます。 18種類の商品のうちから資産運用ニーズに合った商品を選ぶことができます。
自動受取サービス	給与・賞与、年金、農産物販売代金、証券元利金、株式配当金などをＪＡの貯金口座をご指定いただくことによって自動的にお受取りになれます。受取日には確実に入金されますので安心です。
自動支払サービス	公共料金、税金、ＪＡカード利用代金などをＪＡの貯金口座をご指定いただくことによって自動的にお支払いになれます。お支払いの手間がはぶけて便利です。
自動送金サービス	毎月決まった日に、決まった金額を、決まった振込先に自動的にお振込みいたします。お子様への仕送りや家賃、駐車料金などのお振込みに大変便利です。
公的納付サービス	県民税、事業税、自動車税、不動産取得税などの県公金、市町村民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税などの市町村公金の納付のお取り扱いをいたします。このほかに、法人税、所得税等の国税・歳入金のお取り扱いもいたします。
ＪＡキャッシュサービス	ＪＡでは、偽造や不正な読み取りが困難なＩＣチップを搭載して安全性を強化したＩＣキャッシュカードをお勧めしております。 ＪＡのキャッシュカード１枚で、県下のＪＡはもちろん全国のＪＡのＡＴＭで現金のお引出し、お預入れ、残高照会がご利用いただけます。ただし一部のＡＴＭでは貯金のお預入れができない場合があります。 また、銀行、信用金庫、ゆうちょ銀行、漁協及びコンビニエンスストアなどのＡＴＭでも現金のお引出し、残高照会がご利用できます。なお、ゆうちょ銀行、セブン銀行、イーネット、ローソンのＡＴＭでは、お預入れもご利用いただけます。
ＪＡカード	ＪＡカードの会員入会や加盟店加盟のお取り次ぎをいたします。 また、ＥＴＣ（有料道路自動料金収受システム）カードのお取り次ぎもいたします。
給与振込サービス	毎月のお支払いの給与・賞与を従業員のみなさまがご指定されるＪＡをはじめとする金融機関の貯金口座へお振込みをいたします。給与支払事務の合理化にお役立てください。
口座振込サービス	継続的にお支払いの商品仕入代金、諸経費などの支払金をご指定の取引先の貯金口座へお振込みいたします。支払事務の合理化にお役立てください。
口座振替サービス	定期的にご集金の販売代金、賃貸料、会費などを支払人の貯金口座から引き落としてご指定の貯金口座へご入金いたします。集金事務の合理化にお役立てください。
マイ家計簿サービス	毎月１回、ご指定の日に１ヵ月間のお預かり金額、お支払金額の合計とその差額を自動的に集計し通帳に表示します。個人のお客様で「総合口座通帳」、「普通貯金通帳」をお持ちの方なら、どなたでもお申し込みいただけます。
ＪＡバンクアプリ	キャッシュカードを保有する個人のお客様が、スマートフォンにアプリをダウンロードすることで、口座残高や取引明細を照会することができます。また、税公金・公共料金等の払込票のバーコードを読み込み、即時決済可能なPayB サービスがご利用できます。
ＪＡバンクアプリ プラス	ＪＡバンクアプリの内容（定期積金の明細照会以外）に加えて、口座開設、振込・振替、住所変更・電話番号変更、定期貯金の預入、住宅ローンの一部繰上返済などの各種サービスがご利用できます。
ＪＡネットバンク	インターネットを利用できるパソコンやスマートフォンを使用して、リアルタイムで残高照会、入出金明細の照会、さらには振込・振替、ペイジー（税金・各種料金払込サービス）、定期貯金の預入、住宅ローンの一部繰上返済などの各種サービスが簡単、便利に利用できます。
法人ＪＡネットバンク	オフィスで、インターネットを利用できるパソコンを使用して、リアルタイムで残高照会、入出金明細の照会、振込・振替、ペイジー（税金・各種料金払込サービス）、さらには伝送サービスによる総合振込、給与・賞与振込、口座振替などの各種サービスが簡単、便利に利用できます。

※詳しくは、窓口へお尋ねください。

資料編
2026

業　績

当期業績の概要…… 36
主要な経営指標の推移…… 37
利益及び利益率…… 37
貸借対照表…… 38
損益計算書…… 40
注記表…… 42
剰余金処分計算書…… 56
財務諸表の正確性等に係る確認…… 57
会計監査人の監査…… 57
信用事業の主な経営指標の推移…… 58
信用事業…… 59
貯金…… 60
貸出金等…… 60
為替…… 63
有価証券…… 64
共済事業…… 65
自己資本の充実の状況…… 67
自己資本の充実度に関する事項…… 68
信用リスクに関する事項…… 69
信用リスク削減手法に関する事項…… 76
ＣＶＡリスクに関する事項…… 78
マーケット・リスクに関する事項…… 78
オペレーショナル・リスクに関する事項…… 78
出資等または株式等エクスポージャーに関する事項…… 79
金利リスクに関する事項…… 79

組　織

組合員・役員・職員…… 81
機構図…… 82
信用店舗一覧・信用店舗外ＡＴＭ設置場所…… 83

沿　革

沿革・歩み…… 85

※端数処理について
・実績値の表示については、表示単位以下を全て切り捨てて表示しています。
・構成比・前年比については、表示単位以下を全て四捨五入表示しています。

◉業　績

【当期業績の概要】

●事業損益全般

信用事業については、貯金利息が大きく増加をしましたが、有価証券利益や預金利息、貸出金利息の増加がそれを上回ったため、事業総利益は前年を21百万円ほど上回りました。

共済事業については、長期共済新契約高、共済保有高がともに減少したことから、事業総利益は前年を７百万円ほど下回りました。

農業関連事業については、営農購買事業では、事業総利益は前年を２百万円ほど上回りました。販売事業では、事業総利益が前年を37百万円下回りました。グリーンセンターでは、事業総利益が前年を10百万円ほど上回りました。以上により、農業関連事業の事業総利益は前年を24百万円ほど下回りました。

その他事業（給油所、Ａコープ、葬祭など）の事業総利益については、介護・指導事業が前年を上回りましたが、その他については前年を下回りました。

ＪＡ全体の損益は、事業総利益が61百万円ほど前年を下回り、事業管理費が56百万円ほど前年を下回りました。事業利益は前年を４百万円ほど下回りました。

当期剰余金については、前年を45百万円ほど下回りました。

●貸出金

貸出金の令和７年度末残高は前年に対し62百万円減少し、322億76百万円となりました。

●貯　金

貯金の令和７年度末残高は前年に対し12億75百万円減少し、2,395億7百万円となりました。

●経営諸比率

資金調達利回りは前年に対して0.175％上昇し、資金運用利回りは0.192％の上昇となりました。総資金利ざやは0.014％上昇の0.270％となりました。

貯貸率は、前年に対して0.05％増加の13.48％となりました。貯証率につきましては、前年に対して2.03％増加の16.20％となりました。

●自己資本比率

自己資本の増加に加え、信用リスク・アセットの減少により、自己資本比率は、前年に対して0.51％増加の22.66％となりました。

【主要な経営指標の推移】

［単位：百万円］

項　目		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
貸出金		35,280	34,193	32,371	32,339	32,276
有価証券		22,276	24,603	29,029	34,109	38,800
貯金・定期積金		244,126	246,215	240,572	240,783	239,507
信用	事業収益	1,845	1,852	1,741	1,754	2,185
	事業外収益	49	69	51	49	37
	経常収益	1,895	1,921	1,793	1,804	2,223
共済	事業収益	825	778	746	738	732
	事業外収益	18	26	18	19	14
	経常収益	844	805	765	758	746
農業関連	事業収益	1,626	1,602	1,619	1,590	1,564
	事業外収益	36	33	28	30	22
	経常収益	1,663	1,635	1,648	1,621	1,586
その他	事業収益	3,455	3,184	3,331	3,306	2,982
	事業外収益	53	62	49	51	38
	経常収益	3,509	3,246	3,381	3,357	3,021
合計	事業収益	7,753	7,417	7,439	7,390	7,464
	事業外収益	158	191	148	151	113
	経常収益	7,912	7,609	7,587	7,541	7,578
経常利益		551	545	518	385	344
当期剰余金		324	226	297	279	234
総資産額		266,345	267,633	261,543	260,633	257,228
純資産額		19,436	18,977	18,738	17,149	15,215
出資金額		291	287	285	281	277
出資口数		582,040口	575,707口	570,358口	563,166口	555,889口
出資配当金		14	11	11	11	11
単体自己資本比率		20.77%	20.75%	21.14%	22.15%	22.66%
職員数		394人	397人	389人	387人	380人

（注１）当期剰余金は銀行等の当期利益に相当するものです。
（注２）「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しております。
（注３）「収益認識に関する会計基準」及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」の適用に伴い、代理人に区分される取引に純額で表示する等の対応をしております。

【利益及び利益率】

［単位：百万円］

項　目	令和７年度	令和６年度	増減
事業総利益	3,479	3,540	▲ 61
事業粗利益	3,514	3,564	▲ 49
事業粗利益率	1.33%	1.35%	▲ 0.02%
事業純益	268	262	6
実質事業純益	269	262	7
コア事業純益	361	360	1
コア事業純益（投資信託解約損益除く。）	12	123	▲ 111
経常利益	344	385	▲ 41
当期剰余金	234	279	▲ 45
総資産平均残高	264,764	263,723	1,041
純資産勘定平均残高	20,399	20,141	257
総資産経常利益率	0.13%	0.15%	▲ 0.02%
純資産経常利益率	1.69%	1.91%	▲ 0.22%
総資産当期剰余金率	0.09%	0.11%	▲ 0.02%
純資産当期剰余金率	1.15%	1.39%	▲ 0.24%

（注１）事業粗利益＝事業総利益－信用事業に係るその他経常収益－信用事業以外に係るその他の収益
＋信用事業に係るその他経常費用＋信用事業以外に係るその他の費用
＋事業外収益の受取出資配当金＋金銭の信託運用見合費用
（注２）事業粗利益率＝事業粗利益÷総資産平均残高×100
（注３）事業純益＝事業粗利益－事業管理費－一般貸倒引当金繰入額
（注４）実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額
（注５）コア事業純益＝実質事業純益－国債等債券関係損益
（注６）コア事業純益（投資信託解約損益除く。）＝コア事業純益－投資信託解約損益
（注７）総資産経常利益率＝経常利益÷総資産平均残高×100
（注８）純資産経常利益率＝経常利益÷純資産勘定平均残高×100
（注９）総資産当期剰余金率＝当期剰余金÷総資産平均残高×100
（注10）純資産当期剰余金率＝当期剰余金÷純資産勘定平均残高×100

【貸借対照表】

［単位：千円］

資産の部		
科　　目	令和７年度	令和６年度
信用事業資産	240,770,317	244,204,012
現　金	539,814	520,934
預　金	167,559,629	175,942,683
系統預金	167,559,071	175,942,167
系統外預金	557	515
有価証券	38,800,415	34,109,283
国債	17,298,970	16,099,680
地方債	2,275,720	1,706,950
政府保証債	283,040	
社債	18,560,826	16,014,190
株式	381,859	288,463
貸出金	32,276,844	32,339,440
その他の信用事業資産	1,607,093	1,285,443
未収収益	1,444,298	1,160,526
その他の資産	162,795	124,916
債務保証見返		20,000
貸倒引当金	▲ 13,480	▲ 13,772
共済事業資産	18,609	18,604
その他の共済事業資産	18,609	18,604
経済事業資産	715,298	744,001
経済事業未収金	441,097	469,858
経済受託債権	284	417
棚卸資産	253,431	253,295
購買品	164,737	190,002
宅地等	47,232	26,552
その他の棚卸資産	41,461	36,741
その他の経済事業資産	21,901	20,656
貸倒引当金	▲ 1,416	▲ 227
雑資産	840,947	878,224
固定資産	3,980,304	3,850,821
有形固定資産	3,922,652	3,815,447
建物	3,499,672	3,473,757
機械装置	1,518,710	1,513,416
土地	2,487,396	2,487,396
リース資産	57,824	57,824
建設仮勘定	235,921	3,425
その他の有形固定資産	1,304,897	1,317,861
減価償却累計額	▲ 5,181,770	▲ 5,038,235
無形固定資産	57,651	35,374
外部出資	10,655,879	10,655,879
系統出資	10,619,929	10,619,929
系統外出資	35,950	35,950
繰延税金資産	247,165	282,189
資　産　合　計	257,228,522	260,633,733

［単位：千円］

負債の部		
科　　目	令和７年度	令和６年度
信用事業負債	240,255,045	241,592,231
貯金	239,507,558	240,783,388
借入金	60,414	33,344
その他の信用事業負債	687,072	755,498
未払費用	326,888	105,267
その他の負債	360,184	650,230
債務保証		20,000
共済事業負債	797,902	768,142
共済資金	438,830	422,854
未経過共済付加収入	352,956	339,142
その他の共済事業負債	6,116	6,145
経済事業負債	281,787	335,651
経済事業未払金	230,209	287,846
経済受託債務	12,702	12,650
その他の経済事業負債	38,875	35,154
雑負債	247,153	242,356
未払法人税等	38,647	36,041
リース債務	35,381	47,175
その他の負債	173,124	159,139
諸引当金	431,498	546,060
賞与引当金	23,295	24,631
退職給付引当金	162,183	251,898
役員退職慰労引当金	44,997	38,627
ポイント引当金	46,303	46,196
特例業務負担金引当金	154,719	184,706
負　　債　　合　　計	242,013,387	243,484,442

純資産の部		
組合員資本	20,643,650	20,423,571
出資金	277,944	281,583
利益剰余金	20,366,496	20,143,461
利益準備金	1,186,444	1,186,444
その他利益剰余金	19,180,052	18,957,017
特別積立金	11,550,000	15,731,000
地域農業振興基金	300,000	300,000
農業経営災害対策積立金	500,000	500,000
リスク対策積立金	5,000,000	500,000
施設投資積立金	767,504	996,574
情報システム対策積立金	73,801	77,604
税効果調整積立金	247,165	282,189
当期未処分剰余金	741,582	569,648
（うち当期剰余金）	(234,218)	(279,598)
処分未済持分	▲ 791	▲ 1,473
評価・換算差額等	▲ 5,428,515	▲ 3,274,280
その他有価証券評価差額金	▲ 5,428,515	▲ 3,274,280
純　　資　　産　　合　　計	15,215,134	17,149,290
負 債 及 び 純 資 産 合 計	257,228,522	260,633,733

【損益計算書】

［単位：千円］

科　　目	令和７年度	令和６年度
事業総利益	**3,479,239**	**3,540,892**
事業収益	7,426,183	7,352,858
事業費用	3,946,943	3,811,966
信用事業収益	2,185,216	1,754,535
資金運用収益	2,115,997	1,640,988
（うち預金利息）	（1,419,688）	（1,100,669）
（うち有価証券利息）	（349,705）	（236,836）
（うち貸出金利息）	（308,894）	（263,589）
（うちその他受入利息）	（37,708）	（39,893）
役務取引等収益	58,970	57,615
その他事業直接収益		294
その他経常収益	10,248	55,637
信用事業費用	806,113	397,175
資金調達費用	597,668	173,817
（うち貯金利息）	（592,810）	（171,921）
（うち給付補てん備金繰入）	（1,238）	（241）
（うち借入金利息）	（14）	（29）
（うちその他支払利息）	（3,605）	（1,625）
役務取引等費用	14,533	14,447
その他事業直接費用	91,776	98,385
その他経常費用	102,135	110,524
（うち貸倒引当金戻入益）	（▲ 291）	（▲2,881）
信用事業総利益	**1,379,102**	**1,357,360**
共済事業収益	732,212	738,728
共済付加収入	650,046	663,623
その他の収益	82,165	75,105
共済事業費用	41,685	40,318
共済推進費	28,328	26,611
共済保全費	11,443	11,943
その他の費用	1,913	1,764
共済事業総利益	**690,526**	**698,409**
購買事業収益	3,525,714	3,782,770
購買品供給高	3,459,422	3,709,546
購買手数料	41,878	43,890
その他の収益	24,412	29,334
購買事業費用	2,788,728	3,009,372
購買品供給原価	2,746,007	2,966,421
購買品供給費	16,402	19,242
修理サービス費	836	1,238
その他の費用	25,482	22,469
（うち貸倒引当金繰入額）	（976）	
（うち貸倒引当金戻入益）		（▲ 662）
購買事業総利益	**736,985**	**773,398**
販売事業収益	578,342	603,287
販売手数料	498,551	517,241
その他の収益	79,791	86,045
販売事業費用	231,468	227,566
販売費	227,283	223,993
その他の費用	4,185	3,572
（うち貸倒引当金繰入額）	（45）	
販売事業総利益	**346,873**	**375,721**

［単位：千円］

科　目	令和７年度	令和６年度
葬祭事業収益	87,259	97,289
葬祭事業費用	3,594	3,194
（うち貸倒引当金繰入額）	（163）	
（うち貸倒引当金戻入益）		（▲ 478）
葬祭事業総利益	**83,664**	**94,094**
介護保険事業収益	247,953	241,334
介護保険事業費用	9,291	9,168
（うち貸倒引当金繰入額）	（2）	
介護保険事業総利益	**238,662**	**232,165**
宅地等供給事業収益	98,743	161,547
宅地等供給事業費用	64,855	114,594
宅地等供給事業総利益	**33,887**	**46,953**
指導事業収入	9,197	11,246
指導事業支出	39,661	48,458
指導事業収支差額	**▲ 30,464**	**▲ 37,212**
事業管理費	**3,244,799**	**3,301,751**
人件費	2,184,442	2,226,560
業務費	376,551	369,736
諸税負担金	107,020	104,745
施設費	531,237	555,685
その他事業管理費	45,547	45,023
事業利益	**234,440**	**239,141**
事業外収益	113,524	151,127
受取雑利息	32	78
受取出資配当金	95,654	128,886
賃貸料	223	215
雑収入	17,612	21,947
事業外費用	3,775	4,772
寄付金	2,209	2,191
雑損失	1,565	2,581
経常利益	**344,189**	**385,496**
特別利益	1,364	
固定資産処分益	318	
一般補助金	1,046	
特別損失	16,456	23,405
固定資産処分損	8,302	325
減損損失	8,153	23,080
税引前当期利益	**329,097**	**362,090**
法人税、住民税及び事業税	59,855	63,527
法人税等調整額	35,024	18,964
法人税等合計	**94,879**	**82,491**
当期剰余金	**234,218**	**279,598**
当期首繰越剰余金	**236,039**	**265,935**
施設投資積立金取崩額	**232,496**	**3,425**
情報システム対策積立金取崩額	**3,803**	**1,724**
税効果調整積立金取崩額	**35,024**	**18,964**
当期未処分剰余金	**741,582**	**569,648**

【注記表】

令和７年度	令和６年度
Ⅰ.重要な会計方針に係る事項に関する注記	**Ⅰ.重要な会計方針に係る事項に関する注記**
１．資産の評価基準及び評価方法 ⑴有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有区分ごとに次の通り行っています。 その他有価証券 時価のあるもの…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 市場価格のない株式等…移動平均法による原価法 ⑵棚卸資産の評価基準及び評価方法 ・購買品（店舗在庫）…売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） ・購買品（店舗在庫以外）…移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） ・宅地等（販売用不動産）…個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）	**１．資産の評価基準及び評価方法** ⑴有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有区分ごとに次の通り行っています。 その他有価証券 時価のあるもの…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 市場価格のない株式等…移動平均法による原価法 ⑵棚卸資産の評価基準及び評価方法 ・購買品（店舗在庫）…売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） ・購買品（店舗在庫以外）…移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法） ・宅地等（販売用不動産）…個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
２．固定資産の減価償却の方法 ⑴有形固定資産（リース資産を除く） 定率法により償却しています。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法により償却しています。 主な耐用年数は以下の通りです。 ・建　　物　16年～39年 ・機械装置　５年～30年 ⑵無形固定資産 定額法によっています。なお、借地にかかる造成費等は、残存価額を0として、見込借地期間で均等償却しています。 また、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（５年）に基づく定額法により償却しています。 ⑶リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を０とする定額法により償却しています。	**２．固定資産の減価償却の方法** ⑴有形固定資産（リース資産を除く） 定率法により償却しています。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法により償却しています。 主な耐用年数は以下の通りです。 ・建　　物　16年～39年 ・機械装置　５年～30年 ⑵無形固定資産 定額法によっています。なお、借地にかかる造成費等は、残存価額を0として、見込借地期間で均等償却しています。 また、自組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（５年）に基づく定額法により償却しています。 ⑶リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を0とする定額法により償却しています。
３．引当金の計上基準 ⑴貸倒引当金 貸倒引当金は、あらかじめ定めている自己査定基準及び決算基準に則り、次の通り計上しています。 個別貸倒引当金については、破産・特別清算等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）及びそれと同等の状況にある債務者	**３．引当金の計上基準** ⑴貸倒引当金 貸倒引当金は、あらかじめ定めている自己査定基準及び決算基準に則り、次の通り計上しています。 個別貸倒引当金については、破産・特別清算等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）及びそれと同等の状況にある債務者

令和７年度	令和６年度
（実質破綻先）に係る債権について、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。また、現在、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しています。なお、債務者の支払能力の判断にあたっては、直近の返済実績に基づき回収可能額を算定しています。 上記以外の債権については、貸出金などに係る今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における実績を基礎に算出しております。 すべての債権は、自己査定基準に基づき、債権を管理・担当している部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定監査部署（監査室）が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて、上記の引当を行っています。	（実質破綻先）に係る債権について、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。また、現在、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しています。なお、債務者の支払能力の判断にあたっては、直近の返済実績に基づき回収可能額を算定しています。 上記以外の債権については、貸出金などに係る今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における実績を基礎に算出しております。 すべての債権は、自己査定基準に基づき、債権を管理・担当している部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定監査部署（監査室）が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて、上記の引当を行っています。
⑵賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち支給対象期間が今年度に帰属する額を計上しています。	⑵賞与引当金 職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち支給対象期間が今年度に帰属する額を計上しています。
⑶退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しています。 ①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。 ②数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の事業年度から費用処理することとしています。	⑶退職給付引当金 職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しています。 ①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。 ②数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の事業年度から費用処理することとしています。
⑷役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金規程の定めに基づく期末要支給額を計上しています。	⑷役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金規程の定めに基づく期末要支給額を計上しています。
⑸ポイント引当金 組合員・利用者の事業利用促進等を目的とする総合ポイント奨励制度に基づき、組合員・利用者に付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。	⑸ポイント引当金 組合員・利用者の事業利用促進等を目的とする総合ポイント奨励制度に基づき、組合員・利用者に付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。

令和７年度	令和６年度
⑹特例業務負担金引当金 特例業務負担金の拠出に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。	⑹特例業務負担金引当金 特例業務負担金の拠出に備えるため、当事業年度末において将来発生すると見込まれる額を計上しています。
４．収益及び費用の計上基準 ⑴収益認識関連 当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は、以下のとおりです。 ①購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 ②販売事業 委託販売取引 組合員が生産した農産物の販売を受託し、当組合が集荷して卸売市場等に販売する取引であり、当組合は利用者等との契約に基づき、農産物を卸売市場等に売り渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の卸売市場等への売り渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 ③葬祭事業 組合員のニーズに基づき葬儀を提案・実施する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、葬儀が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 ④介護事業 要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 ⑤宅地等供給事業 組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービス事業であり、利用者等との契約に基づいて当該役務を提供する履行義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した一時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しています。 ⑥指導事業 組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。	**４．収益及び費用の計上基準** ⑴収益認識関連 当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は、以下のとおりです。 ①購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 ②販売事業 委託販売取引 組合員が生産した農産物の販売を受託し、当組合が集荷して卸売市場等に販売する取引であり、当組合は利用者等との契約に基づき、農産物を卸売市場等に売り渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の卸売市場等への売り渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 ③葬祭事業 組合員のニーズに基づき葬儀を提案・実施する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、葬儀が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 ④介護事業 要介護者を対象にしたデイサービス・訪問介護・ケアプラン作成等の介護保険事業や高齢者生活支援事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。 ⑤宅地等供給事業 組合員の委託に基づき行う宅地等の売渡しの仲介サービス事業であり、利用者等との契約に基づいて当該役務を提供する履行義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、売買当事者間において宅地等の売渡しが完了した一時点において充足されると判断し、仲介した物件の引渡時点で収益を認識しています。 ⑥指導事業 組合員の営農にかかる各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

令和７年度	令和６年度
５．消費税及び地方消費税の会計処理の方法 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式を採用しています。 ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しています。	**５．消費税及び地方消費税の会計処理の方法** 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式を採用しています。 ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しています。
６．計算書類等に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額が千円未満の科目については「０」で表示しています。	**６．計算書類等に記載した金額の端数処理の方法** 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額が千円未満の科目については「０」で表示しています。
７．その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項 ⑴事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業相互間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業相互間の内部取引も含めて表示しております。 ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しております。 ⑵当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。	**７．その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項** ⑴事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について 当組合は、事業別の収益及び費用について、事業相互間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業相互間の内部取引も含めて表示しております。 ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業相互間の内部損益を除去した額を記載しております。 ⑵当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。
	Ⅱ．会計方針の変更に関する注記 **１．法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用** 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）等を当事業年度の期首から適用しております。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。
Ⅱ．会計上の見積りに関する注記 **１．貸出金の一般貸倒引当金計上における貸倒実績率の算定方法** ⑴当事業年度の計算書類に計上した一般貸倒引当金：1,672千円 ⑵会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 貸出金などの一般貸倒引当金は、過去の実績をもとにした貸倒実績率を算出し、これに将来見込み等必要な修正を行ったうえで計上しています。将来見込み等必要な修正は、当ＪＡの貸出金のポート・フォリオ、主な内訳及び過去の貸倒状況や地域の人口動向・地価動向、主要貸出業種の収支見込み等に起因する貸倒リスクを合理的に見積もっています。このうち、地域の人口動向・地価動向、主要貸出業種の収支見込み等は一定の仮説に基づいており、将来の不確実な地域経済状況等により、翌年度以降の計算書類において計上する金額に重要な影響を与える可能性があります。	**Ⅲ．会計上の見積りに関する注記** **１．貸出金の一般貸倒引当金計上における貸倒実績率の算定方法** ⑴当事業年度の計算書類に計上した一般貸倒引当金：1,764千円 ⑵会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 貸出金などの一般貸倒引当金は、過去の実績をもとにした貸倒実績率を算出し、これに将来見込み等必要な修正を行ったうえで計上しています。将来見込み等必要な修正は、当ＪＡの貸出金のポート・フォリオ、主な内訳及び過去の貸倒状況や地域の人口動向・地価動向、主要貸出業種の収支見込み等に起因する貸倒リスクを合理的に見積もっています。このうち、地域の人口動向・地価動向、主要貸出業種の収支見込み等は一定の仮説に基づいており、将来の不確実な地域経済状況等により、翌年度以降の計算書類において計上する金額に重要な影響を与える可能性があります。

令和７年度	令和６年度
２．固定資産の減損 ⑴当事業年度の計算書類に計上した減損損失：8,153千円 ⑵会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 資産グループに減損の兆候が存在する場合、当該資産グループの将来キャッシュ・フローを見積り、減損を認識するか否かを判定しています。当該将来キャッシュ・フローは、経済情勢等組合の外部要因に関する情報や組合が作成した内部資料（過去実績、収支見込み等）をもとに作成した長期改善計画の数値を基礎として、各資産グループの現在の使用状況や合理的な使用計画等を考慮して見積っています。このうち、経済情勢及び収支見込み等は一定の仮説に基づいており、地域情勢、将来の不確実な経済状況及び組合の経営状況等により、翌年度以降の計算書類において計上する金額に重要な影響を与える可能性があります。	２．固定資産の減損 ⑴当事業年度の計算書類に計上した減損損失：23,080千円 ⑵会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 資産グループに減損の兆候が存在する場合、当該資産グループの将来キャッシュ・フローを見積り、減損を認識するか否かを判定しています。当該将来キャッシュ・フローは、経済情勢等組合の外部要因に関する情報や組合が作成した内部資料（過去実績、収支見込み等）をもとに作成した長期改善計画の数値を基礎として、各資産グループの現在の使用状況や合理的な使用計画等を考慮して見積っています。このうち、経済情勢及び収支見込み等は一定の仮説に基づいており、地域情勢、将来の不確実な経済状況及び組合の経営状況等により、翌年度以降の計算書類において計上する金額に重要な影響を与える可能性があります。
３．繰延税金資産の回収可能性 ⑴当事業年度の計算書類に計上した金額：247,165千円 ⑵会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 繰延税金資産は、翌年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度とし計上しています。 翌年度以降の課税所得の見積りについては、経済情勢等組合の外部要因に関する情報や組合が作成した内部資料（過去実績、収支見込み等）をもとに作成した事業計画及び長期改善計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。このうち、経済情勢及び収支見込み等は一定の仮説に基づいており、将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、将来の課税所得が見積りと異なった場合には、翌年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。	３．繰延税金資産の回収可能性 ⑴当事業年度の計算書類に計上した金額：282,189千円 ⑵会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報 繰延税金資産は、翌年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度とし計上しています。 翌年度以降の課税所得の見積りについては、経済情勢等組合の外部要因に関する情報や組合が作成した内部資料（過去実績、収支見込み等）をもとに作成した事業計画及び長期改善計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。このうち、経済情勢及び収支見込み等は一定の仮説に基づいており、将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受けます。よって、将来の課税所得が見積りと異なった場合には、翌年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。
Ⅲ．貸借対照表に関する注記	**Ⅳ．貸借対照表に関する注記**
１．固定資産の圧縮記帳額 有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額の総額は1,469,638千円で、その内訳は次の通りです。 建物　355,914千円 機械装置　1,108,116千円 器具備品　5,607千円 無形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額の総額は1,000千円であり、その内訳は次の通りです。 ソフトウェア　1,000千円	１．固定資産の圧縮記帳額 有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額の総額は1,470,140千円で、その内訳は次の通りです。 建物　355,914千円 機械装置　1,108,116千円 器具備品　6,110千円 無形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額の総額は1,000千円で、その内訳は次の通りです。 ソフトウェア　1,000千円 ２．担保に供している資産 蒲郡市水道事業の収納取扱契約に伴い、系統定期預金10,000千円を担保に供しています。

令和７年度

２．役員との間の取引による役員に対する金銭債権・債務の総額

⑴理事及び監事に対する金銭債権の総額：34,401千円
⑵理事及び監事に対する金銭債務の総額：　－　千円

３．農協法等開示債権の状況　［単位：千円］

破産更生債権及びこれらに準ずる債権	53,337
危険債権	36,519
三月以上延滞債権	－
貸出条件緩和債権	－
合　計	89,857

（注１）破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
（注２）危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。
（注３）三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金です。（上記１及び２の債権を除きます。）
（注４）貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援をはかることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金です。（上記１、２の債権及び３の貸出金を除きます。）
（注５）なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

Ⅳ．損益計算書に関する注記

１．減損損失に関する注記

⑴資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当期に減損損失を認識した固定資産は、次の通りです。

場所	用途	種類
大塚営農事業所（蒲郡市大塚町大門）	購買事業部門施設	建物等
形原給油所（蒲郡市形原町五反田）	購買事業部門施設	その他固定資産
平田給油所（蒲郡市平田町下五反田）	購買事業部門施設	その他固定資産

令和６年度

３．役員との間の取引による役員に対する金銭債権・債務の総額

⑴理事及び監事に対する金銭債権の総額：40,942千円
⑵理事及び監事に対する金銭債務の総額：　－　千円

４．農協法等開示債権の状況　［単位：千円］

破産更生債権及びこれらに準ずる債権	48,296
危険債権	64,221
三月以上延滞債権	－
貸出条件緩和債権	－
合　計	112,518

（注１）破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
（注２）危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。
（注３）三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金です。（上記１及び２の債権を除きます。）
（注４）貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援をはかることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金です。（上記１、２の債権及び３の貸出金を除きます。）
（注５）なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

Ⅴ．損益計算書に関する注記

１．減損損失に関する注記

⑴資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当期に減損損失を認識した固定資産は、次の通りです。

場所	用途	種類
西部営農事業所（蒲郡市形原町東欠ノ上）	購買事業部門施設	その他固定資産
大塚営農事業所（蒲郡市大塚町大門）	購買事業部門施設	その他固定資産
Ａコープかたはら（蒲郡市形原町東欠ノ上）	購買事業部門施設	土地及び建物等
形原給油所（蒲郡市形原町五反田）	購買事業部門施設	その他固定資産
塩津給油所（蒲郡市竹谷町宮前）	購買事業部門施設	土地及び建物等
平田給油所（蒲郡市平田町下五反田）	購買事業部門施設	その他固定資産等
デイサービスセンター形原（蒲郡市形原町計後家）	福祉事業施設	その他固定資産

令和７年度	令和６年度
当組合は、信用・共済、経済事業(購買・販売)、利用事業、その他事業の支店・事業所ごとの事業別の管理会計上の区分を基本にグルーピングし、支店については機能別再編に取組んでおり、各地域のブロックごとにグルーピングしています。また、本部と集出荷場等については、ＪＡ全体の共用資産としています。	当組合は、信用・共済、経済事業（購買・販売）、利用事業、その他事業の支店・事業所ごとの事業別の管理会計上の区分を基本にグルーピングし、支店については機能別再編に取組んでおり、各地域のブロックごとにグルーピングしています。また、本部と集出荷場等については、ＪＡ全体の共用資産としています。
⑵減損損失の認識に至った経緯 上記⑴に記載した「当期に減損損失を認識した固定資産」については、営業収支が２期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しています。	⑵減損損失の認識に至った経緯 上記⑴に記載した「当期に減損損失を認識した固定資産」については、営業収支が２期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しています。
⑶特別損失に計上した減損損失の金額及び主な固定資産の種類ごとの減損損失の内訳 大塚営農事業所　180千円 （建物 122千円、その他固定資産 57千円） 形原給油所　2,454千円 （その他固定資産 2,454千円） 平田給油所　5,518千円 （その他固定資産 5,518千円）	⑶特別損失に計上した減損損失の金額及び主な固定資産の種類ごとの減損損失の内訳 西部営農事業所　157千円 （その他固定資産 157千円） 大塚営農事業所　824千円 （その他固定資産 824千円） Ａコープかたはら　6,976千円 （土地 5,850千円、建物 313千円、構築物 89千円、その他固定資産 723千円） 形原給油所　1,231千円 （その他固定資産 1,231千円） 塩津給油所　2,227千円 （土地 1,681千円、建物 197千円、構築物 207千円、その他固定資産 141千円） 平田給油所　10,798千円 （構築物 10,240千円、その他固定資産 558千円） デイサービスセンター形原　863千円 （その他固定資産　863千円）
⑷回収可能価額の算出方法 減損損失を認識した固定資産における回収可能価額は、正味売却価額を採用しており、その時価は土地については路線価等を合理的に調整した価額に基づき算定していますが、建物等については売却価値がないものと評価しています。	⑷回収可能価額の算出方法 減損損失を認識した固定資産における回収可能価額は、正味売却価額を採用しており、その時価は土地については路線価等を合理的に調整した価額に基づき算定していますが、建物等については売却価値がないものと評価しています。
Ⅴ．金融商品に関する注記	**Ⅵ．金融商品に関する注記**
１．金融商品の状況に関する事項 **⑴金融商品に対する取組方針** 当組合は農家組合員や地域から預った貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を愛知県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、株式等の有価証券による運用を行っています。	**１．金融商品の状況に関する事項** **⑴金融商品に対する取組方針** 当組合は農家組合員や地域から預った貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を愛知県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、株式等の有価証券による運用を行っています。
⑵金融商品の内容及びそのリスク 当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。 また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。	**⑵金融商品の内容及びそのリスク** 当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。 また、有価証券は、主に債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

令和７年度	令和６年度
⑶金融商品に係るリスク管理体制 ①信用リスクの管理 当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本部にリスク管理室を設置し各支店と連携をはかりながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上をはかるため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、必要額を貸倒引当金として計上し、資産及び財務の健全化に努めています。 ②市場リスクの管理 当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化をはかっています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。 とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポート・フォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。 ＜市場リスクに係る定量的情報＞ （トレーディング目的以外の金融商品） 当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金、借入金です。 当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後１年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。 金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.25%上昇したものと想定した場合には、経済価値が478,767千円減少するものと把握しています。	⑶金融商品に係るリスク管理体制 ①信用リスクの管理 当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本部にリスク管理室を設置し各支店と連携をはかりながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上をはかるため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、必要額を貸倒引当金として計上し、資産及び財務の健全化に努めています。 ②市場リスクの管理 当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化をはかっています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したＡＬＭを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。 とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。 ＜市場リスクに係る定量的情報＞ （トレーディング目的以外の金融商品） 当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金、借入金です。 当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。 金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.25%上昇したものと想定した場合には、経済価値が509,824千円減少するものと把握しています。

令和７年度

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

⑷金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

⑴金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次の通りです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

［単位：千円］

項　目	貸借対照表計上額	時　価	差　額
預金	167,559,629	167,227,875	▲331,754
有価証券	38,800,415	38,800,415	－
その他有価証券	38,800,415	38,800,415	－
貸出金（貸倒引当金控除後）	32,263,363	32,010,380	▲252,983
貸出金	32,276,844		
貸倒引当金（注）	▲13,480		
資産計	238,623,408	238,038,671	▲584,737
貯金	239,507,558	238,783,864	▲723,693
負債計	239,507,558	238,783,864	▲723,693

（注）貸倒引当金は、一般貸倒引当金と個別貸倒引当金の合計額を記載しています。

⑵金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap、以下、「ＯＩＳ」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

令和６年度

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

⑷金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

⑴金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次の通りです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

［単位：千円］

項　目	貸借対照表計上額	時　価	差　額
預金	175,942,683	175,667,008	▲275,675
有価証券	34,109,283	34,109,283	－
その他有価証券	34,109,283	34,109,283	－
貸出金（貸倒引当金控除後）	32,325,667	32,231,356	▲94,311
貸出金	32,339,440		
貸倒引当金（注）	▲13,772		
資産計	242,377,634	242,007,648	▲369,986
貯金	240,783,388	240,233,409	▲549,978
負債計	240,783,388	240,233,409	▲549,978

（注）貸倒引当金は、一般貸倒引当金と個別貸倒引当金の合計額を記載しています。

⑵金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap、以下、「ＯＩＳ」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

令和７年度

②有価証券

上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。

地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるＯＩＳのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるＯＩＳのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

⑶市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次の通りであり、これらは⑴の金融商品の時価情報には含まれていません。

［単位：千円］

種　類	貸借対照表計上額
外部出資	10,655,879
合計	10,655,879

⑷金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

［単位：千円］

種　類	１年以内	１年超２年以内	２年超３年以内	３年超４年以内	４年超５年以内	５年超
預　金	167,559,629	－	－	－	－	－
有価証券	2,600,000	2,200,000	2,200,000	1,700,000	2,100,000	33,600,000
その他有価証券のうち満期のあるもの	2,600,000	2,200,000	2,200,000	1,700,000	2,100,000	33,600,000
貸出金（注1、2）	2,613,252	1,856,103	1,750,691	1,667,712	1,599,935	22,757,423
合　計	172,772,882	4,056,103	3,950,691	3,367,712	3,699,935	56,357,423

（注１）貸出金のうち、当座貸越477,471千円については「1年以内」に含めています。また期限のない場合は「5年超」に含めています。

（注２）貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等31,726千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

令和６年度

②有価証券

上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。

地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等の第三者から入手した評価価格を用いています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利に反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるＯＩＳのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるＯＩＳのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

⑶市場価格のない株式等

市場価格のない株式等は次の通りであり、これらは⑴の金融商品の時価情報には含まれていません。

［単位：千円］

種　類	貸借対照表計上額
外部出資	10,655,879
合計	10,655,879

⑷金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

［単位：千円］

種　類	１年以内	１年超２年以内	２年超３年以内	３年超４年以内	４年超５年以内	５年超
預　金	175,942,683	－	－	－	－	－
有価証券	－	2,600,000	2,200,000	200,000	1,700,000	30,700,000
その他有価証券のうち満期のあるもの	－	2,600,000	2,200,000	200,000	1,700,000	30,700,000
貸出金（注1、2）	2,737,492	1,965,183	1,807,982	1,697,891	1,610,168	22,494,037
合　計	178,680,175	4,565,183	4,007,982	1,897,891	3,310,168	53,194,037

（注１）貸出金のうち、当座貸越512,425千円については「1年以内」に含めています。また期限のない場合は「5年超」に含めています。

（注２）貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等26,683千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

令和７年度

(5)有利子負債の決算日後の返済予定額

[単位：千円]

種　類	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯　金（注）	224,009,390	10,321,237	4,466,975	525,405	125,705	58,843
合　計	224,009,390	10,321,237	4,466,975	525,405	125,705	58,843

（注）貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

Ⅵ. 有価証券に関する注記

1．その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次の通りです。

[単位：千円]

種　類		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差　額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	株　式	352,176	143,661	208,514
	債　券	－	－	－
	国　債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	政府保証債	－	－	－
	社　債	－	－	－
	小　計	352,176	143,661	208,514
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	株　式	29,682	38,066	▲ 8,384
	債　券	38,418,556	44,047,202	▲ 5,628,646
	国　債	17,298,970	21,472,379	▲ 4,173,409
	地方債	2,275,720	2,499,244	▲ 223,524
	政府保証債	283,040	300,000	▲ 16,960
	社　債	18,560,826	19,775,577	▲ 1,214,751
	小　計	38,448,238	44,085,269	▲ 5,637,030
合　計		38,800,415	44,228,930	▲ 5,428,515

2．当事業年度中に売却したその他有価証券

当事業年度中に売却したその他有価証券は次の通りです。

[単位：千円]

種　類	売却額	売却益	売却損
株　式	－	－	－
債　券	207,837	－	91,776
国　債	207,837	－	91,776
地方債	－	－	－
政府保証債	－	－	－
社　債	－	－	－
合　計	207,837	－	91,776

Ⅶ. 退職給付に関する注記

1．退職給付に係る注記

(1)採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため特定退職金共済制度及び確定給付企業年金制度を採用しています。

令和６年度

(5)有利子負債の決算日後の返済予定額

[単位：千円]

種　類	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯　金（注）	225,665,189	2,373,032	12,026,679	77,449	585,976	55,061
合　計	225,665,189	2,373,032	12,026,679	77,449	585,976	55,061

（注）貯金のうち、要求払貯金については「１年以内」に含めています。

Ⅶ. 有価証券に関する注記

1．その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次の通りです。

[単位：千円]

種　類		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差　額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	株　式	273,696	122,186	151,509
	債　券	－	－	－
	国　債	－	－	－
	地方債	－	－	－
	政府保証債	－	－	－
	社　債	－	－	－
	小　計	273,696	122,186	151,509
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	株　式	14,767	18,309	▲ 3,542
	債　券	33,820,820	37,243,068	▲ 3,422,248
	国　債	16,099,680	18,651,336	▲ 2,551,656
	地方債	1,706,950	1,799,123	▲ 92,173
	政府保証債	－	－	－
	社　債	16,014,190	16,792,608	▲ 778,418
	小　計	33,835,587	37,261,377	▲ 3,425,790
合　計		34,109,283	37,383,564	▲ 3,274,280

2．当事業年度中に売却したその他有価証券

当事業年度中に売却したその他有価証券は次の通りです。

[単位：千円]

種　類	売却額	売却益	売却損
株　式	－	－	－
債　券	701,224	294	98,385
国　債	400,930	－	98,385
地方債	－	－	－
政府保証債	－	－	－
社　債	300,294	294	－
合　計	701,224	294	98,385

Ⅷ. 退職給付に関する注記

1．退職給付に係る注記

(1)採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため特定退職金共済制度及び確定給付企業年金制度を採用しています。

令和７年度

(2)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

[単位：千円]

期首における退職給付債務	2,043,807
勤務費用	80,417
利息費用	24,194
数理計算上の差異の発生額	▲ 114,262
退職給付の支払額	▲ 220,195
期末における退職給付債務	1,813,960

(3)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

[単位：千円]

期首における年金資産	1,998,344
期待運用収益	22,980
数理計算上の差異の発生額	2,688
特定退職金共済制度への拠出金	18,058
確定給付企業年金制度への拠出金	44,774
退職給付の支払額	▲ 207,393
期末における年金資産	1,879,453

(4)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

[単位：千円]

退職給付債務	1,813,960
年金資産	▲ 1,879,453
特定退職金共済制度	▲ 611,092
確定給付企業年金制度	▲ 1,268,360
未積立退職給付債務	▲ 65,492
未認識数理計算上の差異	227,675
貸借対照表計上額純額	162,183
退職給付引当金	162,183

(5)退職給付費用及びその内訳項目の金額

[単位：千円]

勤務費用	80,417
利息費用	24,194
期待運用収益	▲ 22,980
数理計算上の差異の費用処理額	▲ 95,712
合計	▲ 14,081

(6)年金資産の主な内訳

①特定退職金共済制度

債券	71%
年金保険投資	25%
現金及び預金	4%
合計	100%

②確定給付企業年金制度

一般勘定	100%
合計	100%

(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8)割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.94～4.42%
長期期待運用収益率	1.15%

令和６年度

(2)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

[単位：千円]

期首における退職給付債務	2,349,212
勤務費用	91,443
利息費用	13,177
数理計算上の差異の発生額	▲ 127,106
退職給付の支払額	▲ 282,918
期末における退職給付債務	2,043,807

(3)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

[単位：千円]

期首における年金資産	2,164,767
期待運用収益	23,392
数理計算上の差異の発生額	2,303
特定退職金共済制度への拠出金	19,377
確定給付企業年金制度への拠出金	46,455
退職給付の支払額	▲ 257,952
期末における年金資産	1,998,344

(4)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

[単位：千円]

退職給付債務	2,043,807
年金資産	▲ 1,998,344
特定退職金共済制度	▲ 666,031
確定給付企業年金制度	▲ 1,332,313
未積立退職給付債務	45,462
未認識数理計算上の差異	206,436
貸借対照表計上額純額	251,898
退職給付引当金	251,898

(5)退職給付費用及びその内訳項目の金額

[単位：千円]

勤務費用	91,443
利息費用	13,177
期待運用収益	▲ 23,392
数理計算上の差異の費用処理額	▲ 83,647
合計	▲ 2,419

(6)年金資産の主な内訳

①特定退職金共済制度

債券	72%
年金保険投資	25%
現金及び預金	3%
その他	0%
合計	100%

②確定給付企業年金制度

一般勘定	100%
合計	100%

(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8)割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.49～2.94%
長期期待運用収益率	1.08%

令和７年度

２．特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合をはかるための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金は24,504千円であり、特例業務負担金引当金から取り崩しています。

なお、同共済組合より提示された令和８年３月現在における令和14年３月までの特例業務負担金の将来見込額は157,365千円となっています。

Ⅷ．税効果会計に関する注記

１．繰延税金資産の内訳　［単位：千円］

繰延税金資産	
退職給付引当金	45,573
賞与引当金	6,546
役員退職慰労引当金	12,644
特例業務負担引当金	43,476
固定資産減損損失	242,208
ゴルフ会員権償却	7,966
農薬被害見舞基金	4,457
ポイント引当金	13,011
未払事業税等	4,088
その他有価証券評価差額金	1,525,412
その他	20,886
繰延税金資産　小計	1,926,270
評価性引当額	▲ 1,679,104
繰延税金資産　合計	247,165

２．法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.4%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	6.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲ 4.1%
法人税額の特別控除	▲ 0.8%
評価性引当額の増減	0.2%
住民税均等割額	0.1%
その他	▲ 0.2%
税効果適用後の法人税等負担率	28.8%

令和６年度

２．特例業務負担金の将来見込額

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合をはかるための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金は25,081千円であり、特例業務負担金引当金から取り崩しています。

なお、同共済組合より提示された令和７年３月現在における令和14年３月までの特例業務負担金の将来見込額は183,247千円となっています。

Ⅸ．税効果会計に関する注記

１．繰延税金資産の内訳　［単位：千円］

繰延税金資産	
退職給付引当金	70,738
賞与引当金	6,748
役員退職慰労引当金	10,854
特例業務負担引当金	51,717
固定資産減損損失	249,831
ゴルフ会員権償却	7,966
農薬被害見舞基金	4,457
ポイント引当金	12,977
未払事業税等	4,124
その他有価証券評価差額金	920,072
その他	15,738
繰延税金資産　小計	1,355,228
評価性引当額	▲ 1,073,038
繰延税金資産　合計	282,189

２．法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.4%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.9%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	▲5.0%
法人税額の特別控除	▲0.4%
評価性引当額の増減	▲3.3%
住民税均等割額	0.1%
税率変更による法人税等調整額への影響	▲1.7%
その他	▲0.2%
税効果適用後の法人税等負担率	22.8%

３．税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債への影響額

「所得税法等の一部を改正する法律（令和７年法律第13号）」が令和７年３月31日に国会で成立したことに伴い、令和８年４月１日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和８年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.4%から28.1%に変更されました。

この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）は6,170千円増加し、法人税等調整額は6,170千円減少しております。

令和７年度	令和６年度
Ⅸ．収益認識に関する注記 「Ⅰ．重要な会計方針に係る事項に関する注記　４．収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。	**Ⅹ．収益認識に関する注記** 「Ⅰ．重要な会計方針に係る事項に関する注記　４．収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

【剰余金処分計算書】

［単位：千円］

科　目	令和７年度	令和６年度
１．当期未処分剰余金	741,582	569,648
２．任意積立金取崩額		4,500,000
特別積立金取崩額		4,500,000
３．剰余金処分額	519,558	4,833,609
任意積立金	508,496	4,822,425
（うち施設投資積立金）	(232,496)	(3,425)
（うちリスク対策積立金）		(4,500,000)
（うち特別積立金）	(276,000)	(319,000)
出資配当金	11,062	11,183
４．次期繰越剰余金	222,023	236,039

（注１）出資に対する配当の割合は、次のとおりです。　令和７年度4.0%　令和６年度4.0%

（注２）任意積立金のうち、目的積立金の種類、積立目的、積立基準、取崩基準、積立目標額、剰余金処分後積立額は次のとおりです。

令和７年度

［単位：千円］

種　類	目的、積立基準及び取崩基準	積立目標額	剰余金処分後積立額
地域農業振興基金	営農指導、生活・文化改善の事業活動費以外で、地域農業振興等に要する費用に運用果実を充てるために基金造成を行う。 基金の運用果実がその費用を超える状態が相当の期間継続した場合、相当額の取崩しを行う。	300,000	300,000
農業経営災害対策積立金	予期せぬ災害等により管内農家の農業経営に危機的な影響が出た場合の農家支援を行うために積立てる。支援措置を行った場合に相当額以内の取崩しを行う。	500,000	500,000
リスク対策積立金	有価証券の処分・減損や地震・台風等の大規模な自然災害により想定を上回るＪＡ施設の損害に伴う損失の発生に備えて積立てる。多額の損失、償却や費用が生じた場合に損失相当額以内の取崩しを行う。	5,000,000	5,000,000
施設投資積立金	組合の施設取得の資金準備のために積立を行う。取得した年度において自己資金相当額以内の取崩しを行う。	1,000,000	1,000,000
情報システム対策積立金	中長期的に予定する情報システムに関する開発、更新、利用などの投資に備え積立を行う。 取崩は投資年度より行うこととし、取得等の場合は自己資金相当額を５年にわたり均等に取崩し、その他は費用相当額を発生年度に取り崩す。	73,801	73,801
税効果調整積立金	繰延税金資産（法人税等の前払部分）の剰余金処分を留保するために積立を行う。取崩しは法人税等の前払金額が回収された年度において回収した金額の取崩しを行う。		247,165

（注３）次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善の事業の費用に充てるための繰越額221,801千円が含まれており、地域農業の振興のための取り組みを進めて行きます。

令和６年度

［単位：千円］

種　類	目的、積立基準及び取崩基準	積立目標額	剰余金処分後積立額
地域農業振興基金	営農指導、生活・文化改善の事業活動費以外で、地域農業振興等に要する費用に運用果実を充てるために基金造成を行う。 基金の運用果実がその費用を超える状態が相当の期間継続した場合、相当額の取崩しを行う。	300,000	300,000
農業経営災害対策積立金	予期せぬ災害等により管内農家の農業経営に危機的な影響が出た場合の農家支援を行うために積立てる。支援措置を行った場合に相当額以内の取崩しを行う。	500,000	500,000
リスク対策積立金	有価証券の処分・減損や地震・台風等の大規模な自然災害により想定を上回るＪＡ施設の損害に伴う損失の発生に備えて積立てる。多額の損失、償却や費用が生じた場合に損失相当額以内の取崩しを行う。	5,000,000	5,000,000
施設投資積立金	組合の施設取得の資金準備のために積立を行う。取得した年度において自己資金相当額以内の取崩しを行う。	1,000,000	1,000,000
情報システム対策積立金	中長期的に予定する情報システムに関する開発、更新、利用などの投資に備え積立を行う。 取崩は投資年度より行うこととし、取得等の場合は自己資金相当額を５年にわたり均等に取崩し、その他は費用相当額を発生年度に取り崩す。	77,604	77,604
税効果調整積立金	繰延税金資産（法人税等の前払部分）の剰余金処分を留保するために積立を行う。取崩しは法人税等の前払金額が回収された年度において回収した金額の取崩しを行う。		282,189

（注４）次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善の事業の費用に充てるための繰越額235,334千円が含まれており、地域農業の振興のための取り組みを進めて行きます。

【財務諸表の正確性等に係る確認】

確 認 書

①私は、令和７年４月１日から令和８年３月31日までの事業年度のディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表に関する全ての重要な点において適正に表示されていることを確認しました。

②当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の態勢が整備され、有効に機能していることを確認しました。

・業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する態勢が整備されております。
・業務の実施部署から独立した内部監査部署が内部管理体制の適切性・有効性を検証しております。
・重要な事項については理事会等へ適切に附議・報告されております。

令和８年７月３日
蒲郡市農業協同組合
代表理事組合長　鈴 木 茂 正

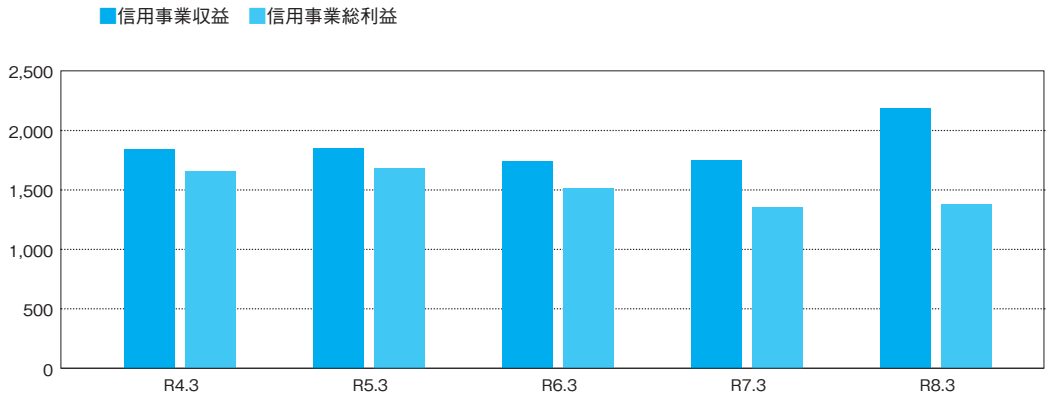
【会計監査人の監査】

令和７年度及び令和６年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の２第３項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

【信用事業の主な経営指標の推移】

■信用事業収益と信用事業総利益の推移

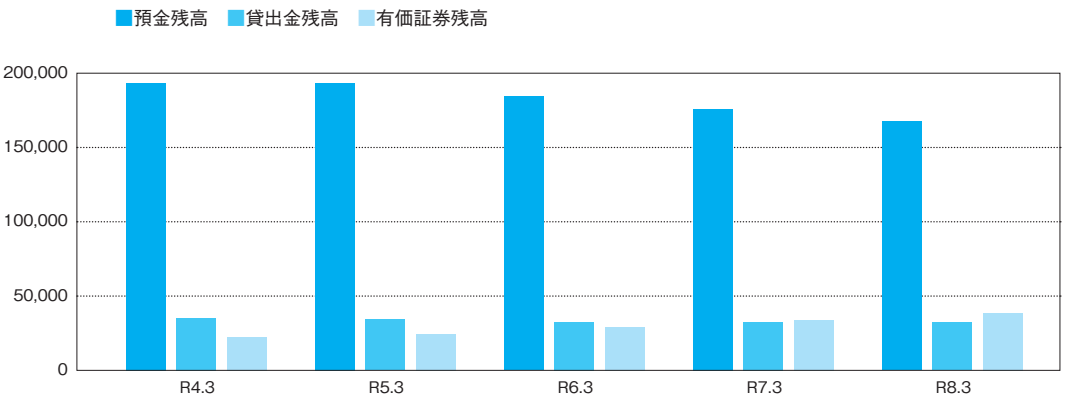
［単位：百万円］



項　目	R4.3	R5.3	R6.3	R7.3	R8.3
信用事業収益	1,845	1,852	1,741	1,754	2,185
信用事業総利益	1,656	1,684	1,512	1,357	1,379

■運用各資金残高の推移

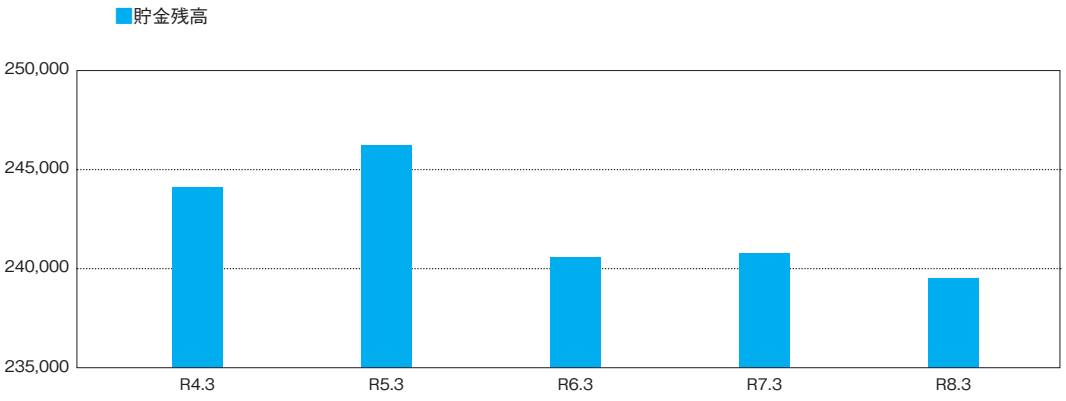
［単位：百万円］



項　目	R4.3	R5.3	R6.3	R7.3	R8.3
預金残高	193,271	193,315	184,403	175,942	167,559
貸出金残高	35,280	34,193	32,371	32,339	32,276
有価証券残高	22,276	24,603	29,029	34,109	38,800

■貯金残高の推移

［単位：百万円］



項　目	R4.3	R5.3	R6.3	R7.3	R8.3
貯金残高	244,126	246,215	240,572	240,783	239,507

【信用事業】

■信用事業粗利益の内訳と信用事業粗利益率

（役務取引等収支の内訳及びその他事業直接収支の内訳を含む）　［単位：百万円］

項　目	令和７年度	令和６年度	増減
資金運用収支	1,518	1,467	51
資金運用収益	2,115	1,640	475
資金調達費用	597	173	423
役務取引等収支	44	43	1
役務取引等収益	58	57	1
役務取引等費用	14	14	0
その他事業直接収支	▲ 91	▲ 98	6
その他事業直接収益	－	0	▲ 0
その他事業直接費用	91	98	▲ 6
その他経常収支	▲ 91	▲ 54	▲ 37
その他経常収益	10	55	▲ 45
その他経常費用	102	110	▲ 8
信用事業粗利益	1,379	1,357	21
信用事業粗利益率	0.56%	0.55%	0.01%

（注）信用事業粗利益率 ＝ 信用事業粗利益÷信用事業資金運用勘定平均残高×100

■資金運用収支の内訳と利ざや

［単位：百万円］

項　目	平均残高		利息		利回り	
	令和７年度	令和６年度	令和７年度	令和６年度	令和７年度	令和６年度
資金運用勘定	247,613	248,736	2,115	1,640	0.855%	0.660%
うち預金	173,304	182,432	1,457	1,140	0.841%	0.625%
うち有価証券	41,643	34,119	349	236	0.840%	0.694%
うち貸出金	32,665	32,184	308	263	0.946%	0.819%
資金調達勘定	242,173	241,429	597	173	0.247%	0.072%
うち貯金・定期積金	242,122	241,394	594	172	0.245%	0.071%
うち借入金	50	35	0	0	0.027%	0.082%
資金運用収支			1,518	1,467		
経費率					0.337%	0.335%
総資金利ざや					0.270%	0.253%

（注）総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率（資金調達利回り＋経費率）

■資金運用収支の増減

［単位：百万円］

項　目	令和７年度増減額	令和６年度増減額
資金運用勘定（運用利息）	475	28
うち預金利息	316	▲ 27
うち有価証券利息	112	70
うち貸出金利息	45	▲ 13
資金調達勘定（調達利息）	423	142
うち貯金・定期積金利息	421	141
うち借入金利息	▲ 0	▲ 0
差引	51	▲ 113

（注）増減額は前年度対比です。

■役務等取引等収支の内訳

［単位：百万円］

項　目	令和７年度	令和６年度	増　減
役務取引等収益	58	57	1
受入為替手数料	24	22	1
その他受入手数料	34	34	0
その他の役務取引等収益	0	0	0
役務取引等費用	14	14	0
支払為替手数料	11	11	0
その他の支払手数料	3	3	0
その他の役務取引等費用	0	0	0
役務取引等収支	44	43	1

■その他事業直接収支の内訳

［単位：百万円］

項　目	令和７年度	令和６年度	増　減
その他事業直接収支	－	0	▲ 0
うち国債等債券売却益	－	0	▲ 0
うち国債等債券償還益	－	－	－
その他事業直接費用	91	98	▲ 6
うち国債等債券売却損	91	98	▲ 6
うち国債等債券償還損	－	－	－
その他事業直接収支	▲ 91	▲ 98	6

【貯金】

■貯金平均残高

［単位：百万円］

種　類	令和７年度		令和６年度		増　減
	残　高	構成比	残　高	構成比	
当座性貯金	96,595	39.9%	95,861	39.7%	734
定期性貯金	145,380	60.0%	145,401	60.2%	▲ 21
その他貯金	146	0.1%	131	0.1%	15
合　計	242,122	100.0%	241,394	100.0%	728

（注１）当座性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金
（注２）定期性貯金＝定期貯金＋定期積金
（注３）その他貯金＝別段貯金＋納税準備貯金

■固定金利・変動金利別定期貯金残高

［単位：百万円］

種　類	令和７年度		令和６年度		増　減
	残　高	構成比	残　高	構成比	
固定金利定期貯金	142,346	100.0%	142,534	100.0%	▲ 188
変動金利定期貯金	0	0.0%	0	0.0%	0
定期貯金　計	142,346	100.0%	142,534	100.0%	▲ 188

（注１）固定金利定期貯金は、預け入れ時に満期日までの利率が確定する定期貯金です。
　　変動金利定期貯金は、預け入れ期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金です。

【貸出金等】

■貸出種類別平均残高

［単位：百万円］

種　類	令和７年度		令和６年度		増　減
	残　高	構成比	残　高	構成比	
手形貸付金	167	0.5%	192	0.6%	▲ 25
証書貸付金	32,012	98.0%	31,464	97.8%	548
当座貸越	486	1.5%	526	1.6%	▲ 40
合　計	32,665	100.0%	32,184	100.0%	481

■固定金利・変動金利別貸出金残高

［単位：百万円］

種　類	令和７年度		令和６年度		増　減
	残　高	構成比	残　高	構成比	
固定金利貸出	13,228	41.7%	15,224	47.9%	▲ 1,996
変動金利貸出	18,504	58.3%	16,567	52.1%	1,937
合　計	31,733	100.0%	31,791	100.0%	▲ 58

■貸出金の担保別残高

［単位：百万円］

種　類	令和７年度		令和６年度		増　減
	残　高	構成比	残　高	構成比	
信用保証センター保証	23,744	73.6%	25,920	80.1%	▲ 2,176
農業信用基金協会保証	516	1.6%	582	1.8%	▲ 66
その他保証	4,489	13.9%	1,797	5.6%	2,692
物的担保	3,521	10.9%	4,036	12.5%	▲ 515
当組合貯金・定期積金担保	1,087	3.4%	1,312	4.1%	▲ 225
不動産担保	2,404	7.4%	2,682	8.3%	▲ 278
その他の担保	29	0.1%	41	0.1%	▲ 12
信用	4	0.0%	1	0.0%	3
合　計	32,276	100.0%	32,339	100.0%	▲ 63

（注１）項目区分「その他の担保」は、主に共済解約返戻金を担保にした貸出金です。

■債務保証見返額の担保別残高

［単位：百万円］

種　類	令和７年度		令和６年度		増　減
	残　高	構成比	残　高	構成比	
物的担保	－	0.0%	20	100.0%	▲ 20
当組合貯金・定期積金担保	－	0.0%	20	100.0%	▲ 20
合　計	－	0.0%	20	100.0%	▲ 20

■貸出金の使途別残高

［単位：百万円］

種　類	令和７年度		令和６年度		増　減
	残　高	構成比	残　高	構成比	
設備資金	30,540	94.6%	30,565	94.5%	▲ 25
運転資金	1,736	5.4%	1,774	5.5%	▲ 38
合　計	32,276	100.0%	32,339	100.0%	▲ 63

■貸出金の業種別残高

［単位：百万円］

種　類	令和７年度		令和６年度		増　減
	残　高	構成比	残　高	構成比	
農業	811	2.5%	846	2.6%	▲ 35
林業	－	0.0%	－	0.0%	－
水産業	－	0.0%	－	0.0%	－
製造業	103	0.3%	119	0.4%	▲ 16
鉱業	－	0.0%	－	0.0%	－
建設・不動産業	3,647	11.3%	4,130	12.8%	▲ 483
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0.0%	1	0.0%	▲ 1
運輸・通信業	－	0.0%	－	0.0%	－
金融・保険業	－	0.0%	－	0.0%	－
卸売・小売・飲食・サービス業	115	0.4%	113	0.3%	2
地方公共団体	－	0.0%	－	0.0%	－
非営利法人	－	0.0%	－	0.0%	－
その他	27,597	85.5%	27,129	83.9%	468
合　計	32,276	100.0%	32,339	100.0%	▲ 63

■主要な農業関係の貸出金残高

①営農類型別

［単位：百万円］

種　類	令和７年度	令和６年度	増　減
農業	518	559	▲ 41
穀作	－	－	－
野菜・園芸	193	219	▲ 26
果樹・樹園農業	219	249	▲ 30
工芸作物	－	－	－
養豚・肉牛・酪農	－	－	－
養鶏・養卵	－	－	－
養蚕	－	－	－
その他農業	104	90	14
農業関連団体等	－	－	－
合　計	518	559	▲ 41

（注１）農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関係する事業に必要な資金等が該当します。

（注２）「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確ではない者、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

②資金種類別

○貸出金

［単位：百万円］

種　類	令和７年度	令和６年度	増　減
プロパー資金	360	411	▲ 51
農業制度資金	157	147	10
農業近代化資金	97	115	▲ 18
その他制度資金	60	32	28
合　計	518	559	▲ 41

（注１）プロパー資金とは、当ＪＡ原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

（注２）農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでＪＡが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

（注３）その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーＳ資金）等が該当します。

■貯貸率

［単位：％］

項　目	令和７年度	令和６年度	増　減
期末	13.48	13.43	0.05
期中平均	13.49	13.33	0.16

（注）貯貸率とは貸出金の貯金に対する比率のことです。

■貸倒引当金の増減額

［単位：百万円］

区　分	令和７年度			令和６年度		
	期首残高	期末残高	純増減	期首残高	期末残高	純増減
一般貸倒引当金	1	2	0	3	1	▲ 1
個別貸倒引当金	12	12	0	23	12	▲ 11
合　計	13	14	0	27	13	▲ 13

（注）貸倒引当金には、信用事業以外に係る貸倒引当金を含んでいます。

■貸出金償却額

［単位：百万円］

項　目	令和７年度	令和６年度	増減
貸出金償却額	－	－	－

■農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

［単位：百万円］

債権区分		債権額	保全額			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和７年度	53	17	24	11	53
	令和６年度	48	19	16	12	48
危険債権	令和７年度	36	35	1	－	36
	令和６年度	64	52	11	－	64
要管理債権	令和７年度	－	－	－	－	－
	令和６年度	－	－	－	－	－
三月以上延滞債権	令和７年度	－	－	－	－	－
	令和６年度	－	－	－	－	－
貸出条件緩和債権	令和７年度	－	－	－	－	－
	令和６年度	－	－	－	－	－
小計	令和７年度	89	52	25	11	89
	令和６年度	112	72	28	12	112
正常債権	令和７年度	32,200				
	令和６年度	32,258				
合計	令和７年度	32,290				
	令和６年度	32,371				

（注１）破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

（注２）危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

（注３）要管理債権
（注４）「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と（注５）「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

（注４）三月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

（注５）貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援をはかることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

（注６）正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

（注７）債権額は、貸出金・信用未収利息（信用事業与信元本にかかるもののみ）・信用仮払金等、信用事業与信額（要管理債権は貸出金のみ）を対象として開示しています。

（注８）引当とは、個別貸倒引当金、要管理債権に対して貸倒実績率等に基づき計上した一般貸倒引当金の合計額です。

■元本補てん契約のある信託にかかる農協法に基づく開示権の状況

該当する取引はありません。

【為　替】

■内国為替取扱実績

［単位：千件・百万円］

種　類		令和７年度		令和６年度	
		仕　向	被仕向	仕　向	被仕向
送金・振込為替	件　数	31	269	30	268
	金　額	32,098	59,016	28,259	57,469
代金取立為替	件　数	0	0	0	0
	金　額	0	25	4	0
雑為替	件　数	0	0	0	0
	金　額	105	80	93	59
合　計	件　数	32	270	31	269
	金　額	32,204	59,122	28,358	57,528

【有価証券】

■有価証券平均残高

［単位：百万円］

種　類	令和７年度		令和６年度		増　減
	残　高	構成比	残　高	構成比	
国債	20,375	49.0%	16,802	49.3%	3,573
地方債	2,305	5.5%	1,482	4.3%	823
政府保証債	156	0.4%	65	0.2%	91
社債	18,628	44.7%	15,634	45.8%	2,994
株式	177	0.4%	135	0.4%	41
合　計	41,643	100.0%	34,119	100.0%	7,523

■商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

■有価証券の残存期間別残高

〈令和７年度〉

［単位：百万円］

種　類	１年以下	１年超３年以下	３年超５年以下	５年超７年以下	７年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合　計
国債	－	－	－	－	5,981	11,317	－	17,298
地方債	－	－	－	270	2,005	－	－	2,275
政府保証債	－	－	－	－	283	－	－	283
社債	2,590	4,321	3,538	3,570	4,539	－	－	18,560
株式	－	－	－	－	－	－	381	381
合　計	2,590	4,321	3,538	3,841	12,808	11,317	381	38,800

〈令和６年度〉

［単位：百万円］

種　類	１年以下	１年超３年以下	３年超５年以下	５年超７年以下	７年超10年以下	10年超	期間の定めのないもの	合　計
国債	－	－	－	－	4,308	11,791	－	16,099
地方債	－	－	－	280	1,425	－	－	1,706
政府保証債	－	－	－	－	－	－	－	－
社債	－	4,742	1,807	3,903	5,560	－	－	16,014
株式	－	－	－	－	－	－	288	288
合　計	－	4,742	1,807	4,184	11,294	11,791	288	34,109

■貯証率

［単位：%］

項　目	令和７年度	令和６年度	増　減
期末	16.20	14.17	2.03
期中平均	17.20	14.13	3.07

（注）貯証率とは、有価証券の貯金に対する比率のことです。

■有価証券の時価情報等

①有価証券の時価情報

［単位：百万円］

項　目	令和７年度			令和６年度		
	取得価額	時　価	評価損益	取得価額	時　価	評価損益
有価証券	44,228	38,800	▲ 5,428	37,383	34,109	▲ 3,274
売買目的	－	－	－	－	－	－
満期保有目的	－	－	－	－	－	－
その他	44,228	38,800	▲ 5,428	37,383	34,109	▲ 3,274

（注１）有価証券の時価は、期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものです。
（注２）取得価額は、取得原価又は償却原価によっております。
（注３）その他有価証券については、時価を貸借対照表価額としております。

②金銭の信託の時価情報
該当する取引はありません。

③金融等デリバティブ取引の時価情報
該当する取引はありません。

【共済事業】

■長期共済新契約高・長期共済保有高

［単位：百万円］

種　類		令和７年度		令和６年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
生命総合共済	終身共済	4,255	118,031	3,909	126,403
	定期生命共済	321	6,613	1,090	6,544
	養老生命共済	289	12,486	68	15,376
	うち　こども共済	289	9,455	51	10,193
	医療共済	63	12,702	218	13,670
	がん共済	－	418	－	435
	定期医療共済	－	641	－	710
	介護共済	920	4,930	1,004	4,565
	年金共済	－	811	－	862
建物更生共済		11,177	230,368	14,337	237,278
合　計		17,027	387,004	20,626	405,847

（注）「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに新契約高・保有高（生命系共済は死亡保障の金額（付加された定期特約等を含む）を記載しています。

■医療系共済の共済金額保有高

［単位：万円］

種　類	令和７年度		令和６年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済	0	1,678	2	1,833
	3,216	57,749	3,616	54,262
がん共済	－	938	20	1,003
	1,530	1,651		
定期医療共済	－	124	－	135
合　計	0	2,741	22	2,971
	4,747	59,400	3,616	54,262

（注）医療共済およびがん共済の新契約高・保有高は、上段に入院共済金額、下段に治療共済金額、定期医療共済の新契約高・保有高は、入院共済金額を記載しています。

■介護系その他の共済の共済金額保有高

［単位：万円］

種　類	令和７年度		令和６年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済	146,433	648,502	135,105	565,246
認知症共済	2,400	21,600	8,700	19,400
生活障害共済（一時金型）	67,550	329,740	81,770	279,740
生活障害共済（定期年金型）	1,130	6,202	540	5,252
特定重度疾病共済	2,710	42,790	8,870	41,550

（注）「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

■年金共済の年金保有高

［単位：百万円］

種　類	令和７年度		令和６年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	50	4,927	97	5,256
年金開始後	－	1,929	－	1,815
合　計	50	6,856	97	7,072

（注）金額は、年金年額を記載しています。

■短期共済新契約高

［単位：百万円］

種　類	令和７年度		令和６年度	
	金　額	掛　金	金　額	掛　金
火災共済	11,050	9	10,632	8
自動車共済		648		621
傷害共済	14,563	6	17,909	6
団体定期生命共済	－	－	－	－
定額定期生命共済	－	－	－	－
賠償責任共済		0		0
自賠責共済		116		111
合　計		780		747

（注）「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、「金額」欄は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しています。

■共済契約者数及び被共済者数

［単位：人］

種　類		令和７年度		令和６年度	
		新　規	保　有	新　規	保　有
共済契約者数	生命総合共済	77	13,071	71	13,454
	年金共済	10	6,538	16	6,704
	建物更生共済	19	7,642	28	7,928
	自動車共済	312	9,206	262	9,180
	総　数	418	22,918	377	23,382
被共済者数	生命総合共済	145	14,578	142	15,049
	年金共済	17	6,557	17	6,728
	生命系共済合計	162	17,182	159	17,692

（注１）共済契約者数・被共済者数は、ＪＡ単位で名寄せ集計（漢字氏名及び生年月日）した人数を表示していますが、各共済種類の実績は共済種類ごとに名寄せ集計していることから、共済契約者数・被共済者数において表示している総数と、共済種類ごとに合算した人数とは一致しません。

（注２）平成５年度以前に契約された終身、養老生命、年金の各共済契約については、生命総合共済に合算して計上しています。

【自己資本の充実の状況】

自己資本の構成に関する事項

［単位：百万円］

項　　目	令和７年度	令和６年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	20,632	20,412
うち、出資金及び資本準備金の額	277	281
うち、再評価積立金の額	－	－
うち、利益剰余金の額	20,366	20,143
うち、外部流出予定額（▲）	11	11
うち、処分未済持分の額（▲）	0	1
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2	1
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	2	1
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額　（イ）	20,634	20,414
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	41	25
うち、のれんに係るものの額	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	41	25
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	－	－
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
前払年金費用の額	－	－
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
特定項目に係る十パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
コア資本に係る調整項目の額　（ロ）	41	25
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））　（ハ）	20,592	20,388
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	88,296	89,389
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）	－	－
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	－	－
勘定間の振替分	－	－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	2,579	2,655
フロア調整額	－	－
リスク・アセット等の額の合計額　（ニ）	90,875	92,044
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	22.66%	22.15%

（注１）「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第２号）に基づき算出しています。

（注２）当ＪＡは、信用リスク・アセット額の算出にあっては標準的手法、適格金融資産担保の適用にあっては信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、告示第250条第１項第３号に基づき「１」を使用しています。

【自己資本の充実度に関する事項】
①信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額並びに区分ごとの内訳

［単位：百万円］

	令和７年度			令和６年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	539	—	—	520	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	21,499	—	—	18,673	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	2,505	—	—	1,802	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	301	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	168,163	33,642	1,345	175,986	35,197	1,407
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	300	70	2	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	19,514	6,941	277	16,895	6,248	249
（うち特定貸付債権向け）	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	3,475	1,671	66	3,222	1,455	58
（うちトランザクター向け）	8	3	0	4	2	0
不動産関連向け	28,266	12,344	493	28,423	12,916	516
（うち自己居住用不動産等向け）	24,750	10,200	408	24,469	10,479	419
（うち賃貸用不動産向け）	3,515	2,143	85	3,952	2,436	97
（うち事業用不動産関連向け）	0	0	0	0	—	—
（うちその他不動産関連向け）	—	—	—	—	—	—
（うち ADC 向け）	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	66	78	3	80	101	4
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	23	23	0	16	16	0
取立未済手形	20	4	0	22	4	0
信用保証協会等による保証付	516	50	2	583	56	2
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—	—	—	—
株式等	345	449	17	304	304	12
上記以外	17,250	33,089	1,323	17,219	33,088	1,323
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	10,492	26,230	1,049	10,492	26,230	1,049
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	67	168	6	100	250	10
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	6,691	6,691	267	6,627	6,607	264
証券化	—	—	—	—	—	—
（うちSTC要件適用分）	—	—	—	—	—	—
（うち短期STC要件適用分）	—	—	—	—	—	—
（うち不良債権証券化適用分）	—	—	—	—	—	—
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
（うちルックスルー方式）	—	—	—	—	—	—
（うちマンデート方式）	—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式 250%）	—	—	—	—	—	—

	令和７年度			令和６年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
（うち蓋然性方式 400%）	－	－	－	－	－	－
（うちフォールバック方式）	－	－	－	－	－	－
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	－	－	－	－	－	－
標準的手法を運用するエクスポージャー計	262,491	88,296	3,531	263,751	89,389	3,575
CVAリスク相当額÷8%（簡便法）	－	－	－	－	－	－
中央清算機関関連エクスポージャー	－	－	－	－	－	－
合計（信用リスク・アセットの額）	262,491	88,296	3,531	263,751	89,389	3,575
マーケット・リスクに対する所要自己資本の額 <簡易方式・標準的方式>	マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		所要自己資本額	マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		所要自己資本額
	a		b=a×4%	a		b=a×4%
	－		－	－		－
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 <標準的計測手法>	オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額		所要自己資本額
	a		b=a×4%	a		b=a×4%
	2,579		103	2,655		106
所要自己資本額	リスク・アセット等（分母）合計		所要自己資本額	リスク・アセット等（分母）合計		所要自己資本額
	a		b=a×4%	a		b=a×4%
	90,875		3,635	92,044		3,681

②オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

［単位：百万円］

	令和７年度	令和６年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を８%で除して得た額	2,579	2,655
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	103	106
ＢＩ	1,719	1,770
ＢＩＣ	206	212

（注１）「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
（注２）「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
（注３）「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
（注４）「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
（注５）オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第１項第３号に基づき「１」を使用しております。

【信用リスクに関する事項】

①標準的手法に関する事項

当ＪＡでは自己資本比率算出に係る信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次の通りです。

（ア）リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター（R＆I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
Ｓ＆Ｐグローバル・レーティング（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

（イ）リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付又はカントリーリスク・スコアは、主に以下の通りです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリーリスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R＆I，Moody's，JCR，S&P，Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R＆I，Moody's，JCR，S&P，Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R＆I，Moody's，JCR，S&P，Fitch	

②信用リスクに関するエクスポージャー（地域別,業種別,残存期間別）及び延滞エクスポージャーの期末残高

［単位：百万円］

		令和７年度				令和６年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	延滞エクスポージャー
法人	農業	19	19	－	－	23	23	－	－
	林業	－	－	－	－	－	－	－	－
	水産業	－	－	－	－	－	－	－	－
	製造業	10,398	75	10,203	－	8,382	73	8,209	－
	鉱業	－	－	－	－	－	－	－	－
	建設・不動産業	1,260	38	1,200	－	1,188	86	1,101	－
	電気・ガス・熱供給・水道業	1,805	－	1,805	－	1,705	－	1,705	－
	運輸・通信業	3,443	－	3,403	－	2,844	－	2,804	－
	金融・保険業	169,186	－	1,302	－	177,011	－	1,001	－
	卸売・小売・飲食・サービス業	2,228	26	2,201	11	2,029	29	1,999	14
	日本国政府・地方公共団体	24,005	－	24,005	－	20,475	－	20,475	－
	上記以外	0	－	－	1	0	－	－	－
個人		32,187	32,187	－	77	32,186	32,186	－	82
その他		17,955	－	－	－	17,904	20	－	－
業種別残高計		262,491	32,347	44,122	90	263,751	32,418	37,297	96
１年以下		171,047	581	2,602		176,653	666	－	
１年超３年以下		4,912	527	4,385		5,392	593	4,798	
３年超５年以下		4,534	731	3,803		2,654	753	1,901	
５年超７年以下		5,314	1,010	4,304		5,116	911	4,204	
７年超10年以下		15,843	1,803	14,039		14,153	1,923	12,229	
10年超		42,394	27,407	14,987		41,353	27,190	14,163	
期限の定めのないもの		18,443	286	－		18,427	379	－	
残存期間別残高計		262,491	32,347	44,122		263,751	32,418	37,297	

（注１）信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引の与信相当額を含みます。

（注２）「貸出金等」とは、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。

（注３）「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

③３か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

（注４）当ＪＡでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

③貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

［単位：百万円］

区　分	令和７年度					令和６年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	1	2		1	2	3	1		3	1
個別貸倒引当金	12	12	－	12	12	23	12	9	14	12

④業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

［単位：百万円］

区　分		令和７年度						令和６年度					
		期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
法人	農業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	林業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	水産業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	製造業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	鉱業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	建設・不動産業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	運輸・通信業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	金融・保険業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	卸売・小売・飲食・サービス業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	日本国政府・地方公共団体	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	上記以外	0	1	－	0	1	－	－	0	－	－	0	－
個　人		12	11	－	12	11	－	23	12	9	14	12	－
業種別計		12	12	－	12	12	－	23	12	9	14	12	－

（注）当ＪＡでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

⑤信用リスク・アセット残高内訳表

［単位：百万円］

項目	リスク・ウェイト（%）	令和7年度						令和6年度					
		CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値（%）	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値（%）
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	F（=E/（C+D））	A	B	C	D	E	F（=E/（C+D））
現金	0	539	－	539	－	－	－	520	－	520	－	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	21,499	－	21,499	－	－	－	18,673	－	18,673	－	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	0	2,505	－	2,505	－	－	－	1,802	－	1,802	－	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	0～150	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	10～20	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	10～20	301	－	301	－	－	－	－	－	－	－	－	－
地方三公社向け	20	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	168,163	－	168,163	－	33,642	20	175,986	－	175,986		35,197	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150	300	－	300	－	70	23	－	－	－	－	－	－
カバード・ボンド向け	10～100	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	19,514	－	19,514	－	6,941	36	16,895	－	16,843	－	6,248	37
（うち特定貸付債権向け）	20～150	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

項目	リスク・ウェイト（%）	令和7年度						令和6年度					
		CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値（%）	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値（%）
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	F（=E/（C+D））	A	B	C	D	E	F（=E/（C+D））
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	3,418	313	2,332	35	1,671	71	3,175	287	1,954	46	1,455	73
（うちトランザクター向け）	45	–	80	–	8	3	45	–	48	–	4	2	45
不動産関連向け	20～150	28,266	–	28,039	–	12,344	44	28,423	–	28,146	–	12,916	46
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	24,750	–	24,588	–	10,200	41	24,469	–	24,271	–	10,479	43
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	3,515	–	3,450	–	2,143	62	3,952	–	3,874	–	2,436	63
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	0	–	0	–	0	70	0	–	–	–	–	–
（うちその他不動産関連向け）	60	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
（うちADC向け）	100～150	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
劣後債権及びその他資本性証券等	150	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	50～150	53	0	53	0	78	148	68	0	68	0	101	149
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	23	–	23	–	23	100	16	–	16	–	16	100
取立未済手形	20	20	–	20	–	4	20	22	–	22	–	4	20
信用保証協会等による保証付	0～10	516	–	500	–	50	10	583	–	566	–	56	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
共済約款貸付	0	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
株式等	250～400	345	–	345	–	449	130	304	–	304	–	304	100
上記以外	100～1250	17,250	–	17,250	–	33,089	192	17,199	20	17,199	–	33,088	192
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	250～400	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–
（うち農林中央金庫または農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	10,492	–	10,492	–	26,230	250	10,492	–	10,492	–	26,230	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	67	–	67	–	168	250	100	–	100	–	250	250

項目	リスク・ウェイト（%）	令和7年度						令和6年度					
		CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値（%）	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値（%）
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	F（=E/（C+D））	A	B	C	D	E	F（=E/（C+D））
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	250	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	150	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
（うち右記以外のエクスポージャー）	100	6,691	－	6,691	－	6,691	100	6,607	20	6,607	－	6,607	100
証券化	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
（うちSTC要件適用分）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
（うち短期STC要件適用分）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
（うち不良債権証券化適用分）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
再証券化	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
未決済取引	－					－						－	
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	－					－						－	
合計（信用リスク・アセットの額）	－					88,296						89,389	

⑥ポートフォリオの区分ごとのＣＣＦ適用後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

［単位：百万円］

項目	令和７年度						
	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）						
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計
我が国の中央政府及び中央銀行向け	21,499	－	－	－	－	－	21,499
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－	－

	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計
我が国の地方公共団体向け	2,505	－	－	－	－	－	－	2,505
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	301	－	－	－	－	－	－	301
地方三公社向け	－	－	－	－	－	－	－	－

	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－

	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	168,063	100	－	－	－	－	－	0	168,163
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	200	100	－	－	－	－	－	0	300

	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－

	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	9,803	9,209	500	－	－	0	－	－	0	19,514
（うち特定貸付債権向け）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

	100%	150%	250%	400%	その他	合計
劣後債権及びその他資本性証券等	－	－	－	－	－	－
株式等	－	－	345	－	－	345

	45%	75%	100%	その他	合計
中堅中小企業等向け及び個人向け	8	918	520	921	2,368
（うちトランザクター向け）	8	－	－	－	8

	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	904	－	－	－	16,797	－	－	0	－	－	5,023	1,862	24,588

	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け	－	－	－	－	－	3,247	－	－	2	117	84	3,450

	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け	0	－	－	－	－	－	0

	60%	その他	合計
不動産関連向け うちその他不動産関連向け	－	－	－

	100%	150%	その他	合計
不動産関連向け うちADC向け	－	－	－	－

	50%	100%	150%	その他	合計
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	0	－	51	0	53
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－	23	－	－	23

	0%	10%	20%	100%	その他	合計
現金	539	－	－	－	－	539
取立未済手形	－	－	20	－	－	20
信用保証協会等による保証付	－	500	－	－	－	500
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－
共済約款貸付	－	－	－	－	－	－

［単位：百万円］

項目	令和６年度						
	信用リスク・エクスポージャーの額（CCF・信用リスク削減手法適用後）						
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計
我が国の中央政府及び中央銀行向け	18,673	－	－	－	－	－	18,673
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－	－

	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計
我が国の地方公共団体向け	1,802	－	－	－	－	－	－	1,802
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	－	－	－	－	－	－	－
地方三公社向け	－	－	－	－	－	－	－	－

	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－

	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	175,986	－	－	－	－	－	－	0	175,986
（うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	－	－	－	－	－	－	－	－	－

	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－

	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	7,607	8,813	400	－	－	18	－	－	3	16,843
（うち特定貸付債権向け）	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

	100%	150%	250%	400%	その他	合計
劣後債権及びその他資本性証券等	－	－	－	－	－	－
株式等	－	－	304	－	－	304

	45%	75%	100%	その他	合計
中堅中小企業等向け及び個人向け	4	1,135	294	566	2,001
（うちトランザクター向け）	4	－	－	－	4

	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け	261	－	－	－	18,366	－	－	－	－	－	5,218	425	24,271
うち自己居住用不動産等向け													

	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計
不動産関連向け	－	－	－	－	－	3,748	－	－	2	122	0	3,874
うち賃貸用不動産向け												

	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計
不動産関連向け	－	－	－	－	－	－	－
うち事業用不動産関連向け							

	60%	その他	合計
不動産関連向け	－	－	－
うちその他不動産関連向け			

	100%	150%	その他	合計
不動産関連向け	－	－	－	－
うちADC向け				

	50%	100%	150%	その他	合計
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	0	－	67	0	68
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－	16	－	－	16

	0%	10%	20%	100%	その他	合計
現金	520	－	－	－	－	520
取立未済手形	－	－	22	－	－	22
信用保証協会等による保証付	－	566	－	－	0	566
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－
共済約款貸付	－	－	－	－	－	－

⑦資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

［単位：百万円］

リスク・ウェイト区分	令和7年度				令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポージャー		CCFの加重平均値	資産の額および与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）	CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポージャー		CCFの加重平均値	資産の額および与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目			オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	224,523	52	40%	223,286	225,915	—	—	224,453
40%～70%	12,840	80	10%	12,803	12,670	48	10%	12,616
75%	6,462	109	11%	6,442	6,774	159	10%	6,754
80%	—	—	10%	—	—	—	—	—
85%	270	43	30%	278	278	57	40%	296
90%～100%	548	1	10%	544	329	1	10%	329
105%～130%	2	—	—	2	2	—	—	2
150%	174	—	—	169	190	—	—	190
250%	345	—	—	345	304	—	—	304
400%	—	—	—	—	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	3	27	10%	5	6	20	10%	5
合　計	245,170	313	18%	243,877	246,472	287	16%	244,953

【信用リスク削減手法に関する事項】

①信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当ＪＡでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当ＪＡでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または証券会社、これら以外の主体で長期格付がA-またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク･ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件を全て満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

②信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

［単位：百万円］

	令和7年度		令和6年度	
	適格金融資産担保	保　証	適格金融資産担保	保　証
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	301	－	－
地方三公社向け	－	－	－	－
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	－	－	－	3
中堅中小企業等向け及び個人向け	46	591	82	182
自己居住用不動産等向け	－	2,766	－	686
賃貸用不動産向け	－	84	－	－
事業用不動産関連向け	－	－	－	－
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	－	0	－	－
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－	－	－	－
証券化	－	－	－	－
中央清算機関関連	－	－	－	－
上記以外	－	－	－	－
合　計	46	3,744	82	872

（注１）「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

（注２）「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

③３か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

（注３）「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

（注４）「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

（注５）「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

【派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項】

該当する取引はありません。

【証券化エクスポージャーに関する事項】

該当する取引はありません。

【ＣＶＡリスクに関する事項】

●CVAリスク相当額の算出に使用する手法（SA―CVA、完全なBA―CVA、限定的なBA―CVA又は簡便法をいう。）の名称及び各手法により算定される対象取引の概要

CVAリスク相当額は「簡便法」により算出しておりますが、計測対象となる取引はありません。

●CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要（CVAリスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための体制を含む。）

CVAリスクは、派生商品取引における取引相手の信用力悪化に伴う時価変動により損失が発生するリスクであり、取引にあたっては、取引相手の信用力を評価したうえで行っております。

【マーケット・リスクに関する事項】

●リスク管理の方針及び手続等の概要

「マーケット・リスク」とは、金利、為替、株価等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債およびオフバランス取引の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し、損失を被るリスクのことです。当ＪＡでは、以下の内容によりマーケット・リスクを管理しております。

当ＪＡは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

【オペレーショナル・リスクに関する事項】

●リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。

当該リスクの管理方針等については、前項の「リスク管理の状況」をご覧ください。

●ＢＩの算出方法

ＢＩ（事業規模指標）の額は、ＩＬＤＣ（金利要素）、ＳＣ（役務要素）およびＦＣ（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ＩＬＤＣ、ＳＣおよびＦＣの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

●ＩＬＭの算出方法

ＩＬＭ（内部損失乗数）は、告示第250条第１項第３号に基づき「１」を使用しております。

●オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ＢＩの算出から除外した事業部門の有無

該当ありません。

●オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ＩＬＭの算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合には、その理由も含む）

該当ありません。

【出資等または株式等エクスポージャーに関する事項】

①出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当ＪＡにおいては、これらを㋐その他有価証券、㋑系統及び系統外出資に区分して管理しています。

㋐その他の有価証券については、中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やＡＬＭなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するＡＬＭ委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びＡＬＭ委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理室が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

㋑系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。
なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、㋐その他有価証券については時価評価を行ったうえで、取得原価との評価差額については「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。㋑系統及び系統外出資についても必要に応じて、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

②出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

［単位：百万円］

項　目	令和７年度		令和６年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上　場	381	381	288	288
非上場	10,655	10,655	10,655	10,655
合　計	11,037	11,037	10,944	10,944

（注）「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表額の合計額です。

③出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

［単位：百万円］

令和７年度			令和６年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
－	－	－	－	－	－

④貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額

（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

［単位：百万円］

令和７年度		令和６年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
208	8	151	3

【リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項】

該当する取引はありません。

【金利リスクに関する事項】

①金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。
当ＪＡでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量算出要項」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等に係るリスク管理手続規程」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスクの管理方針及び手続きについては以下のとおりです。

◇リスク管理の方針及び手続の概要

・リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

当ＪＡでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

・リスク管理及びリスクの削減の方針に関する説明

当ＪＡは、ＡＬＭ委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当ＪＡでは、経済価値ベースの金利リスク量（⊿ＥＶＥ）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の３シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

・流動的貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は５年です。

・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）及びその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

・複数の通貨の集計方法及びその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

・内部モデルの使用等、⊿ＥＶＥ及び⊿ＮＩＩに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用しておりません。

・前事業年度末の開示からの変動に関する説明

⊿ＥＶＥの前事業年度末からの変動要因は、保有債券の残存年数減少に伴うデュレーションの短期化です。

・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

［単位：百万円］

IRRBB1：金利リスク

項　番		⊿ＥＶＥ		⊿ＮＩＩ	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	1,809	1,910	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	211	161
3	スティープ化	2,074	2,245		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	0	0		
6	短期金利低下	289	322		
7	最大値	2,074	2,245	211	161
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	20,592		20,388	

（注１）「⊿EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。

（注２）「⊿NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。

◉組織

組合員

［単位：人・法人］

項　目	令和７年度	令和６年度
正組合員	1,946	2,021
うち個人	1,934	2,009
うち法人	12	12
准組合員	24,771	24,985
うち個人	24,761	24,975
うち法人・団体	10	10
合　計	26,717	27,006

※令和８年３月末現在

役　員

役職名	氏　名	役職名	氏　名
代表理事組合長	鈴木　茂正	理　事	鈴木　秀明
代表理事専務	木村　秀昭	理　事	鈴木三千江
常務理事	羽賀　久芳	理　事	千賀　洋仁
常務理事	金澤　利保	理　事	竹内　基郎
理　事	浅岡　寿代	理　事	南本　睦
理　事	足立　幸利	理　事	山口　香苗
理　事	大嶽　吉隆	代表監事兼常勤監事	藤井　憲正
理　事	尾﨑奈香子	監　事	小田　倍也
理　事	柴田　正直	監　事	岩瀬　正和
理　事	杉浦　圭一		

※令和８年６月末現在

職　員

［単位：人］

区　分	令和７年度			令和６年度		
	男	女	計	男	女	計
一般職員	178	180	358	185	183	368
営農指導員	16	3	19	14	4	18
生活指導員	－	3	3	－	1	1
合　計	194	186	380	199	188	387
うち常勤嘱託等	54	110	164	51	107	158
うち出向者	－	－	－	－	1	1

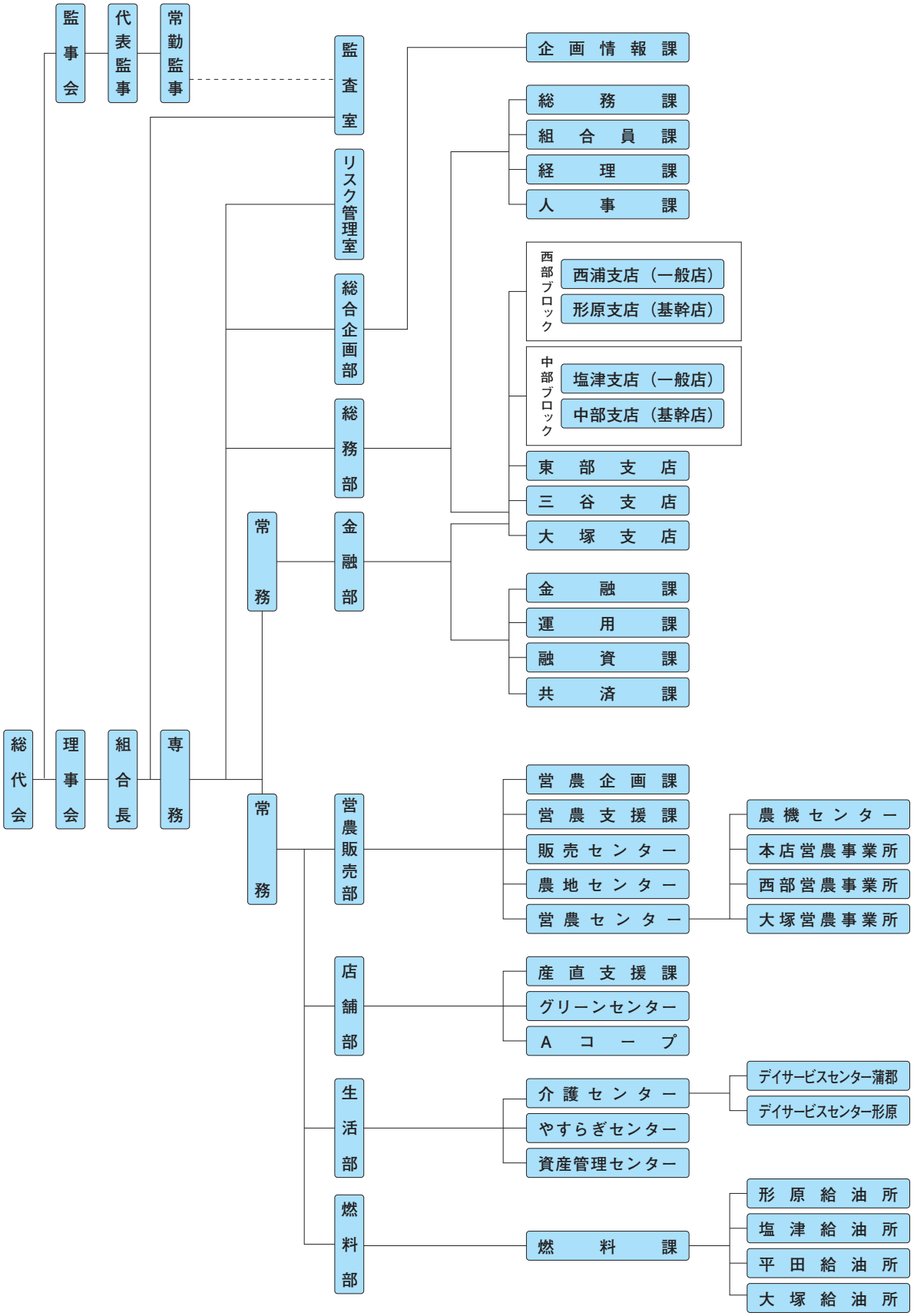
※令和８年３月末現在
※職員数は、休職者及び常勤嘱託等を含んでおり、臨時的又は季節的雇用者を含んでいません。

【会計監査人の名称】

みのり監査法人（令和８年６月現在）
所在地　東京都港区芝5-29-11　G-ＢＡＳＥ　田町　14階

◉機構図

（令和８年４月１日現在）



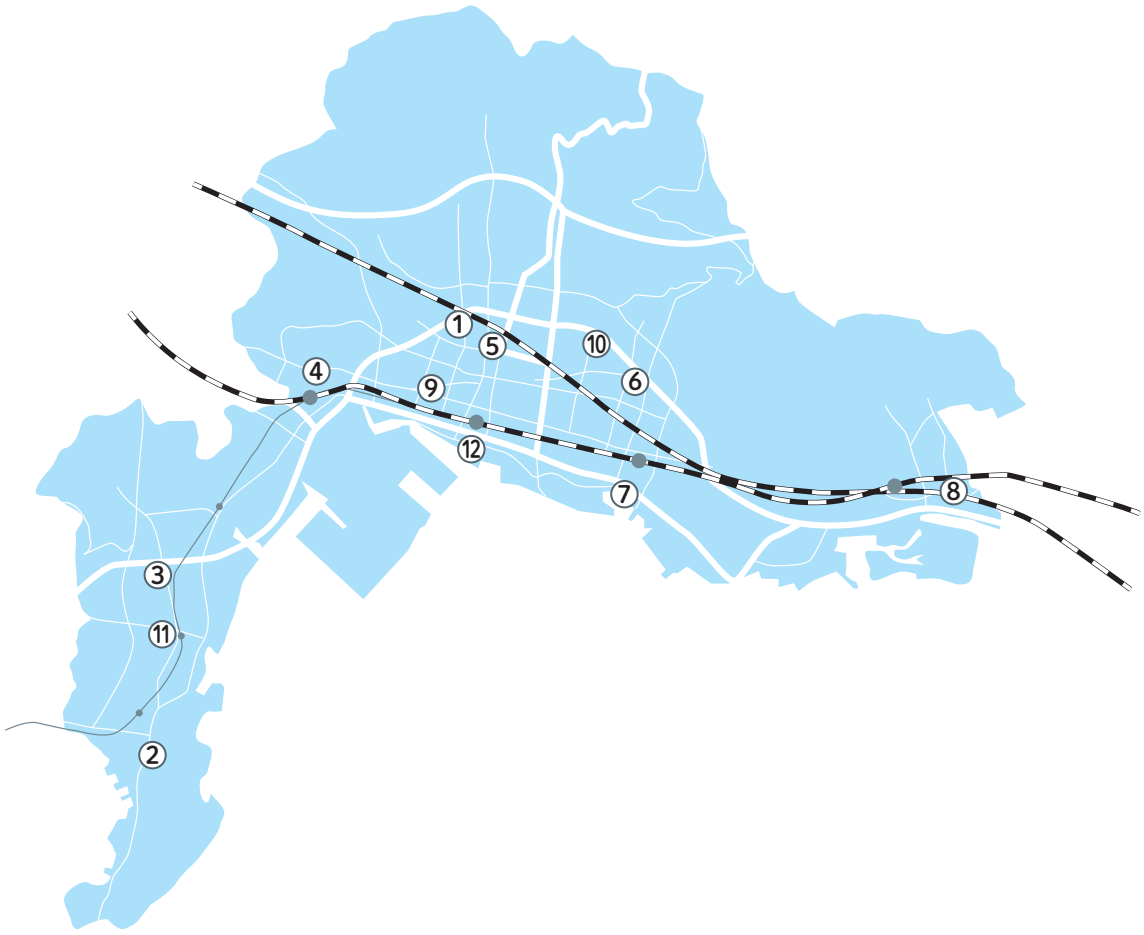
信用店舗一覧

店舗名	住　所	電話番号	ＡＴＭ設置台数
①　本部	蒲郡市宮成町2-1	６８－６６３１㈹	２台
②　西浦支店	蒲郡市西浦町宮新田9-3	５７－４１８５㈹	２台
③　形原支店	蒲郡市形原町東提下25-2	５７－４１１５㈹	２台
④　塩津支店	蒲郡市竹谷町今御堂40-1	６８－７３４０㈹	２台
⑤　中部支店	蒲郡市上本町2-25	６８－８７７８㈹	２台
⑥　東部支店	蒲郡市豊岡町殿門12-9	６７－７１１８㈹	２台
⑦　三谷支店	蒲郡市三谷町七舗142-2	６８－６１７６㈹	２台
⑧　大塚支店	蒲郡市大塚町大門112	５９－８９２１㈹	２台

信用店舗外ＡＴＭ設置場所

設置場所	住　所	ＡＴＭ設置台数
⑨　蒲郡市役所	蒲郡市旭町17－1	１台
⑩　蒲郡市民病院	蒲郡市平田町向田1-1	１台
⑪　Ａコープかたはら	蒲郡市形原町東欠ノ上24-1	１台
⑫　アピタ蒲郡店	蒲郡市港町17-10	１台

エリアマップ



MEMO

◉沿革・歩み

昭和22年11月の農協法公布を受けて、昭和23年に6つの総合農協（西浦町、形原町、塩津村、蒲郡町、三谷町、大塚村の各農協）と1つの専門農協（宝飯豊川果樹農協、後の蒲郡柑橘農協）が蒲郡市において誕生しました。

昭和36年以降、農協合併助成法に基づいた合併がすすみ、蒲郡市内においても市内5つの総合農協が合併の意志を表明し、昭和47年3月31日に蒲郡市農業協同組合が誕生しました。

以下、ＪＡ蒲郡市における主な動きについて報告します。

昭和47年3月	蒲郡市内5農協が合併し、蒲郡市農業協同組合として発足	平成12年４月	介護事業の開始
昭和49年4月	内国為替業務を開始	平成12年７月	営農センターの新築
昭和49年7月	西浦支店事務所の新築	平成12年８月	資産管理センター・やすらぎセンター新設
昭和51年10月	信用事業オンラインが開通	平成12年11月	ＪＡ本館新築
昭和53年4月	大塚給油所の新築	平成12年12月	アピタ蒲郡店へＡＴＭ設置
昭和53年5月	形原給油所の新設	平成12年12月	貯金残高1,500億円突破
昭和53年7月	東部支店の新設	平成13年２月	生活センター新設
昭和55年11月	現金自動支払機によるキャッシュサービスを開始	平成13年４月	西部営農事業所移転新築
昭和56年10月	東部給油所の新設	平成13年８月	営農配送センターの新設
昭和57年4月	金平支店の新築	平成14年９月	創立30周年　ゴルフコンペ開催、落語独演会開催
昭和57年11月	塩津給油所の新設	平成17年１月	信用事業ＪＡＳＴＥＭシステムへ移行
昭和57年12月	貯金残高500億円突破	平成17年３月	やすらぎホール蒲郡オープン
昭和59年2月	信用事業第２次オンラインスタート	平成18年６月	平田給油所セルフ化改装
昭和60年9月	農協貯金が全国ネットサービスへ	平成19年２月	中部・蒲郡支店統合オープン
昭和61年6月	拾石支店の新設	平成19年10月	やすらぎホール形原オープン
昭和62年10月	蒲郡給油所の新築	平成19年12月	Ｊセルフ形原給油所（カーケア型）営業開始
昭和63年12月	塩津支店の新築	平成21年２月	形原・金平支店統合オープン
平成3年2月	サンデーバンキングの開始	平成21年３月	Ｊセルフ塩津給油所（カーケア型）営業開始
平成3年9月	西部生活総合センター、Ａコープかたはらの新設	平成21年10月	Ｊセルフ大塚給油所（カーケア型）営業開始
平成3年12月	大塚給油所の新築	平成22年４月	農地集積事業の開始
平成4年3月	貯金残高1,000億円突破	平成23年２月	デイサービスセンター蒲郡オープン
平成5年2月	農機サービスセンターの新築	平成23年８月	貯金残高２,000億円突破
平成5年3月	中部支店の新設（ＯＴＭ導入１号店）	平成24年３月	Ｊセルフ平田給油所（カーケア型）営業開始
平成5年4月	三谷町農協と合併また「大相撲蒲郡場所」を開催	平成24年４月	創立40周年　キラメキポイント制度の開始、ゴルフコンペ開催、グラウンドゴルフ開催、バスツアーウォーキング開催
平成5年11月	平田給油所の新設	平成26年９月	やすらぎホール蒲郡「はなホール」オープン
平成6年4月	蒲郡柑橘農協と合併	平成27年11月	塩津生活センターオープン
平成7年11月	大塚支店・営農事業所の新築	平成28年２月	西浦支店の新築
平成8年9月	資産管理事業の開始	平成28年４月	デイサービスセンター形原オープン
平成9年10月	新市民病院へＡＴＭを設置	平成30年３月	三谷支店の新築
平成9年10月	豊岡地区、大塚・相楽地区の中継集荷場竣工	令和４年４月	創立50周年　記念式典の開催、ゴルフコンペの開催、リアル宝探し開催、スマホ教室の開催
平成10年4月	総合集出荷場の竣工	令和５年２月	拾石・塩津支店統合オープン
平成11年3月	アンサーサービスの開始（電話などによる残高照会・振込等のサービス）	令和５年４月	中部支店と塩津支店をブロック化
平成11年4月	グリーンセンター蒲郡の新設	令和６年４月	形原支店と西浦支店をブロック化
平成11年７月	葬祭事業の開始		

JA蒲郡市

蒲郡市農業協同組合本部
〒443-0041 愛知県蒲郡市宮成町2-1 ☎0533-68-6631（代）
URL https://www.ja-gamagori.or.jp/

● 西浦支店	西浦町宮新田9-3	57-4185㈹
● 形原支店	形原町東堤下25-2	57-4115㈹
● 塩津支店	竹谷町今御堂40-1	68-7340㈹
● 中部支店	上本町2-25	68-8778㈹
● 東部支店	豊岡町殿門12-9	67-7118㈹
● 三谷支店	三谷町七舗142-2	68-6176㈹
● 大塚支店	大塚町大門112	59-8921㈹
● 総合集出荷場	神ノ郷町名取15	68-7206㈹
● 営農企画課	神ノ郷町名取15	68-7786
● 営農支援課	神ノ郷町名取15	68-7877
● 西部営農事業所	形原町東欠ノ上23-2	57-1886
● 本店営農事業所	宮成町1-30	68-8216㈹
● 大塚営農事業所	大塚町大門112	59-8923
● 農機センター	宮成町1-30	68-6636
● 農地センター	宮成町1-30	67-5050
● 塩津生活センター	竹谷町今御堂40-1	68-7571
● Aコープかたはら	形原町東欠ノ上24-1	57-8171㈹
● グリーンセンター蒲郡	宮成町1-30	68-8080
● 産直支援課	宮成町1-30	65-7717
● Jセルフ形原SS	形原町五反田4-1	57-5148
● Jセルフ塩津SS	竹谷町宮前3-4	67-6155
● Jセルフ平田SS	平田町下五反田31-1	67-8211
● Jセルフ大塚SS	大塚町広畑10-1	59-7617
● ホームエネルギーセンター	上本町2-25	68-6655
● 介護センター	上本町2-25	68-8005
● デイサービスセンター蒲郡	上本町2-25	68-5147
● デイサービスセンター形原	形原町計後家4-1	56-8770
● 資産管理センター	上本町2-25	68-8625
● やすらぎホール蒲郡	上本町3-10	0120-098317
● やすらぎホール形原	形原町柳原22	0120-590922

R8.7.650